

平成27年白老町議会第2回定例会11月会議会議録（第2号）

平成27年11月26日（木曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午後 2時29分

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 所信表明
 - 第 4 議案第3号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第8号）
 - 第 5 議案第4号 白老町副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 第 6 議案第5号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて
 - 第 7 議案第6号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
-

○会議に付した事件

- 議案第3号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第8号）
 - 議案第4号 白老町副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第5号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第6号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山田和子君 | 2番 | 小西秀延君 |
| 3番 | 吉谷一孝君 | 4番 | 広地紀彰君 |
| 5番 | 吉田和子君 | 6番 | 氏家裕治君 |
| 7番 | 森哲也君 | 8番 | 大淵紀夫君 |
| 9番 | 及川保君 | 10番 | 本間広朗君 |
| 11番 | 西田祐子君 | 12番 | 松田謙吾君 |
| 13番 | 前田博之君 | 14番 | 山本浩平君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1番 山田和子君

2番 小西秀延君

3番 吉谷一孝君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	白崎浩司君
副町	長	岩城達己君
教育	長	古俣博之君
総務課	長	大黒克己君
財政課	長	安達義孝君
企画課	長	高橋裕明君
経済振興課	長	本間力君
農林水産課	長	石井和彦君
生活環境課	長	山本康正君
町民課	長	畑田正明君
税務課	長	南光男君
上下水道課	長	田中春光君
建設課	長	竹田敏雄君
健康福祉課	長	長澤敏博君
高齢者介護課	長	田尻康子君
学校教育課	長	高尾利弘君
生涯学習課	長	武永真君
子ども課	長	下河勇生君
病院事務	長	野宮淳史君
消防	長	中村諭君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長

岡村幸男君

主査

増田宏仁君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日、11月26日は休会の日ではありますが、議事の都合により、第2回定例会11月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、1番、山田和子議員、2番、小西秀延議員、3番、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員長から、11月20日と本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

[議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇]

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、11月20日と本日の再開前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成27年白老町議会第2回定例会は、明年1月5日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により11月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、平成27年白老町議会第2回定例会11月会議の運営の件であります。

まず、11月20日に議案説明会を開催し、11月会議に提案される議案の概要の説明を受け、その取り扱いについて協議を行いました。

本定例会11月会議に付議され提案されている案件は町長の提案に係るものとして、平成27年度の一般会計の補正予算、副町長・教育長・教育委員会委員の選任同意、合わせて議案4件であります。

本日の開会前に、町長から当日配布の人事案件3件について説明を受け、いずれも本日の議事日程といたしました。

このことから、11月会議の再開は、本日1日間としたところであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告は報告済みといたします。

◎所信表明

○議長（山本浩平君） 日程第3、所信表明を行います。

町長から所信表明の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 初めに、平成27年白老町議会定例会11月会議の再開にあたり、私の町政執行に臨む所信と、まちづくりの実現に向けた、町政運営に対する基本的な考え方を申し上げます。

本来、町長選挙後の定例会におきましては、町政執行方針を述べるところでありますが、既に平成27年度の政策予算を執行し、行政運営を進めていることから、私の町政に対する基本姿勢と公約について、その所信を述べさせていただきます。

私は、さきの町長選挙におきまして、今後4年間、町政のかじ取り役を務めさせていただくこととなりました。

このことは、私への期待とともに、今後の白老町のまちづくりへの期待であると受けとめており、今はその職責の重さに身の引き締まる思いであります。

特に、国策であります民族共生の象徴となる空間整備の具体化が進み、2020年の開設を控える中、本事業が周辺整備とともに本町の発展につなげる大きなチャンスであることから、地域資源を結集し積極果敢なまちづくりを進めていかなければなりません。

そのことによって町民生活が向上し、活気ある豊かな暮らしを生み出していくものと確信しております。

このような町民の皆様の期待にお応えしていくため、誠心誠意、私に与えられた町長という職責を全うしてまいりたいと考えております。

次に、町政に臨む基本姿勢であります。

アイヌ語で「ウレシパ・モシリ」とは万物が互いに育ち、育て合う世界のことであり「共生のまち」をあらわしています。

「文化の共生」「産業の共生」「暮らしの共生」この3つの共生の視点に基づいたまちづくりを進め、活躍できる「ひと」、期待の持てる「しごと」、希望を叶える「まち」を目指して本気で取り組み、主人公である町民の皆様の笑顔あふれる活力あるまちを構築してまいります。

白老町で生まれ育った私は、象徴空間の整備が進む本町にとって、昔から住むアイヌの人たちと元陣屋を築いた仙台藩、そして、全国各地から移住してきた人たちなどとの「文化の共生」を進め

てきた本町の歴史、多様な産業が発展する本町の生産から販売・消費にかかわる人達の「産業の共生」、そして、より豊かな暮らしを求める子供から高齢者までの「暮らしの共生」などを鑑みて、それぞれが相手を尊重し、ともに支え合い、豊かに生きていくための理念を「多文化共生のまちづくり」として、今後の町政運営を進めてまいります。

そのために、このまちに住む一人一人の町民の思いや願いをしっかりと受けとめ、町民のために何をやらなければならないのかを考え、公約に掲げた項目の実現を目指し、この4年間全力を尽くしていく決意であります。

町民の皆様、議員の皆様とともに真剣な議論と対話を通じて、このふるさと「しらおい」への思いを強くして、「協働が進化する多文化共生のまち」を実現していきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を得ながら、公約に掲げた「3本の柱と5分野 24 の政策」を積極的に進めてまいります。

次に、3本の柱と5分野 24 の政策についてであります。

初めに、3本の柱についてであります。

1本目の柱は、「文化の共生」です。

先人が築き上げた本町の歴史とアイヌの共生の精神から学び、生かすことによって、多様な文化やマイノリティの尊厳を受け入れ、認め、尊重する多文化共生を築く「文化の共生」に取り組みます。

2本目の柱は、「産業の共生」です。

知勢や環境に適合する地元に根を張る本物の地場産業を活性化し、まちの経済を支える農業や水産業などの一次産業からサービス・販売などの3次産業までの連携を図る産業文化を築く「産業の共生」に取り組みます。

3本目の柱は、「暮らしの共生」です。

地域の支え合い、助け合いが根づき、官民の協働による生活支援がさらに進化することで、子供から高齢者までともに豊かに安心して暮らすことができる、「暮らしの共生」に取り組みます。

次に、5分野 24 の政策についてであります。

初めに、第1分野、「こころかよわせるまち（教育・文化）」であります。

子供たちは地域の貴重な宝です。しらおいに育つ子供がふるさとに愛着を持ち、郷土愛を持って健全に成長できる「こころかよわせるまち」を目指します。

その政策についてであります。1つ目は、多文化共生教育のプログラムをつくり、アイヌ文化学習や地域学の活動などを通してふるさと教育を充実します。また、ふるさと学習として地元食材を使った給食による食育を行います。

2つ目は、子どもゆめ基金を創設して、子ども夢・実現プロジェクトの推進や小学校低学年から英語に親しむ教育を導入することによりグローバル人材の育成をします。

3つ目は、地域とともにある学校づくりを進めるコミュニティースクールを導入するとともに、

学力向上等を目指す小中一貫型（連結）の教育体制づくりや特別支援教育の充実に取り組みます。

4つ目は、子供の健全育成や家庭支援に努め、アウトメディア・アドバイザーによる子供の生活習慣づくりに取り組みます。

次に、第2分野、「笑顔あふれるまち（福祉・医療）」であります。

健康で安心して暮らすことができるように、保健・福祉・医療が連携することで、社会的弱者の生活支援サービスが充実するとともに、子育て世代の暮らしやすい環境づくりや高齢者の健康寿命を延ばすことで、「笑顔あふれるまち」を目指します。

その政策についてであります。1つ目は、地域包括ケアシステムの構築を進め、生活支援サービスの充実を図り、「認知症ケアパス」を作成して家族の負担を軽減する支援策に取り組むことや紙おむつ用のごみ袋を無料回収します。

2つ目は、町立病院は計画をつくり、町民参加の協議会等を設置して改築に着手します。また、より親しみの持てる病院へ協力隊などの新たな仕組みづくりを検討します。

3つ目は健康寿命延伸の取り組みや健康増進を図る器具の更新を行い、指導員による健康体力づくりを進めます。

4つ目は、出会い・結婚・出産・子育ての切れ目のない支援として、婚活事業の開催、特定不妊治療の助成、母子保健の充実、父親の子育て参加促進、女性の就業支援など子育て世代が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

次に、第3分野、「希望をかなえるまち（コミュニティ・交流）」であります。

縁があってこのまちに住み、みずからが取り組むことのできる活動でこのまちに住んでよかったと思えるように、これまで培ってきた経験や新たなチャレンジによって希望を持ち、ともに交流しつながりを大切にすることで、「希望をかなえるまち」を目指します。

その政策についてであります。1つ目は自主的な地域自治活動を支援するため、町民活動サポートセンターを設置し、集落支援員（地域担当職員）制度を充実するとともに、地区協議会からの予算要望の仕組みをつくり地区コミュニティ計画を進めます。

2つ目は、高齢者や女性のキャリアを生かした生きがい対策やボランティア等の活躍の場を広めるとともに、国際感覚豊かな通訳やガイドを養成しグローバル人材の育成を行います。

3つ目は、町内で組織する自主防災組織や防災マスターの活動を支援するとともに、高齢者などの見守り確保と買い物支援などの新たな地域公共交通を導入します。

4つ目は、町内会街路灯の負担軽減と、明るく環境に優しいLED化を進めます。

次に、第4分野、「活気あふれるまち（産業・雇用）」であります。

産業基盤の整備を進め、地場産業や地場資源を最大限活用し、創業支援や新たな仕事の創出を図るとともに、新産業の発掘に取り組み、白老町の将来を支える若者たちが活躍できる就労環境や支援体制の充実を図ることで「活気あふれるまち」を目指します。

その政策についてであります。1つ目は、空き店舗などを活用して地場産品や伝統食材、観光、

芸術、文化などを生かした創業支援や、新産業の発掘を進め、地場産業・雇用の拡大を目指します。

2つ目は、地場産業の担い手育成と女性の産業進出に務め、6次産業化を進めることで食材王国ブランド強化を図ります。また、白老ブランドの推奨店に対して「ブランド大使」制度を導入します。

3つ目は、産業の活性化を図るため、既存の中小企業振興資金融資制度を活用して、新たな低利融資制度をつくります。また、地域おこし協力隊（担い手発掘）などの外部人材の活用を推進します。

4つ目は、白老港の利活用や温泉宿泊客をふやすため企業・団体等にトップセールスを行うとともに、広域連携による取り組みを強化します。

5つ目は、各産業の専門家と連携して農業基盤整備の促進、栽培漁業の促進・水産資源保全のための港湾内の規制確保や商業・観光の市場調査・経営安定に努めます。

次に、第5分野、「安心を感じるまち（行政・公共）」であります。

財政健全化に取り組むとともに、行政サービスや職員能力の向上を図り、そのための環境や制度をつくり、官民の役割と利点を生かした取り組みを進めることで、「安心を感じるまち」を目指します。

その政策についてであります。1つ目は、高齢者や障がい者に優しい町民サービスを行うため、一定の申請等の手続きは専用窓口で対応する町民手続ワンストップ化を進めます。

2つ目は、民間活力とまちの活性化のため、町内のあらゆる産業や異業種の多角的な知恵を結集し、観光産業による地域づくりを目指した白老版DMO「まちづくり会社」を設立し、象徴空間による活性化の体制づくりに取り組みます。

3つ目は、信頼される職員と人材育成に取り組み、職員の能力発揮と再任用職員の職階制などを導入して人材活用を進めます。

4つ目は、財政健全化プランの着実な推進と早期健全化を目指し、ふるさと納税の増大やさらなる財源を獲得し、財政の安定化とまちづくりの推進に取り組みます。

5つ目は、公共施設等総管理計画に基づき、河川砂防や排水路整備など災害に強い環境整備を進めるとともに、水道料金は基本料金を維持します。

6つ目は、民間とも協議を進めて、空いている教員職員住宅を有効活用します。

7つ目は、高齢化や核家族化により、時代に合った先祖供養や諸事情でお墓を建てられない方の「みんなのお墓」として、霊園に合祀墓地を設置します。

以上、私の基本姿勢並びに公約について申し上げたところであります。

これらの施策につきましては「速効型」で、できるだけ早期に実現するよう達成年度の目標を明確にして、早い段階で手がけ、地に足をつけた確実なものに仕上げるよう努力してまいります。

しかし、その他にも多くの課題が山積していることから、財政状況を踏まえて、現在改定中であり第5次総合計画後期基本計画との整合性を図りながら、実効性を高めてまいりたいと考えて

おります。

多くの皆様からのご期待とご理解のもと、町政のかじ取り役に立ち、「協働が深化する多文化共生のまちへ」を主題に、町民のために何をやらなければならないのかを、町民の声をしっかり聞きながら最善を尽くし、象徴空間整備による本町の活性化実現のため、一步進んだ協働のまち「多文化共生のしらおい」を目指す所存であります。

どうか、一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

○議長（山本浩平君） 町長の所信表明が終了いたしました。

◎議案第3号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第8号）

○議長（山本浩平君） 日程第4号、議案第3号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第8号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第3号、平成27年度白老町一般会計補正予算（第8号）です。

平成27年度白老町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,512万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,450万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月20日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 平成27年度白老町一般会計補正予算（第8号）を、ご審議いただく前に、ここでこのたびの会計検査院からの指摘による補助金返還問題に対しまして、私から改めましてお詫びを申し上げます。

本件事案については、さきの議会全員協議会において詳細はご説明させていただきましたが、会計検査院の指摘を受け、結果として補助金の返還に至る事態となったことは、本事業の最高責任者として深く反省するところであります。

また、このたびの不適切な処理による補助金返還のほかにも、昨年度に会計検査院の指摘による緊急雇用事業の補助金返還や、食育防災センター建設工事に伴う不適切な事務手続きと連続して問題が発生しており、このような事態を招いてしまった私の監督責任は免れないものと判断しております。

よって、これらの事実を踏まえて、みずからを戒め、この責任を果たす所存であります。本件事案により、議員各位はもとより町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことに心よりお詫びを申し上げます。

今後は議員各位からいただきましたご意見、ご指摘に留意しながら、職員とともに襟を正して町政運営に取り組んでまいりたいと思うところでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。多文化共生人材育成事業について。

これは私は、未来に種をまく大変重要な、しかも国庫支出金をいただきながら行える幸運な事業だと思っております。この取り組みを広く周知していくべきと考えていますけれども、まずこの取り組みの周知の仕方と、あと多文化共生教育プログラムの対象者は誰かという、所信表明の中でふるさと教育の充実に活用するというをおっしゃっていましたが、白老東高校であるとか、日本航空学園さんの名前もスキーム図の中にも入っておいりましたので、どこまでそのプログラムを活用する予定なのかということが1点と、周知の仕方が1点と、プログラムの活用の仕方が1点と、それと子育てタウンしらおい推進事業について、白老町子育てガイドブック作成に関してなのですが、紙媒体のブックを作成することなのですけれども、今の私はアウトメディアを推進する派ではありますが、ホームページ等にわかりやすくこれらのことを載せる、同じようにPDFファイルか何かにして載せていく考えはないのかということが1点と、空き店舗活用・創生推進事業について、これは単年度で会計をしめてしまうのですけれども3件、2件が全部活用されなかった場合、不用額となってしまうのか。それともこれはぜひ継続して大町商店街の活性化につなげていただきたいと思うのですけれども、その辺についてこの事業の行方はどうなるのかをお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） まず1点目の多文化共生人材育成事業についてお答えいたします。

まず一つ目の周知の仕方等でございますが、今後多文化共生のまちづくりと、今、町長のほうから所信表明ありましたけれども、これからのまちづくりの大きなテーマとして進めていくところでございます。それでその周知は機会あるごとに、そういうお話をしていかなければならないのですが、まずはその意味合いとか、そういうものをきちんとつくり上げていく必要があると考えております。それで早速本日もそういう学習会というのがあるのですが、これは今、検討しております活性化推進会議を中心とした学習会でございますけれども、その後この予算にも入っておりますけれども、年度内に検討を進めていった結果を3月のシンポジウムという形で大々的に町民、その他皆さん大勢の方を対象として、このテーマをシンポジウムという形で公表していく。そのことについては広報等で周知を図っていくということで、これはあくまでもスタート事業として捉えております。こ

の教育の人材の対象者についてでございますけれども、今お話ありましたように子供から大人まで全てが対象者になると考えております。進め方としては、そういう取り組みをしていく。いわゆる大きなテーマとしてはグローバル人材の育成ということがありますけれども、そういう中でそういう活動をしていく、まずリーダーになる方も養成が必要で、そういう方を中心にしてどんどん輪を広げていかなければならないということでもあります。子供に対しましては、グローバル人材ということではふるさと教育ですとか、英語教育、そういうものをしていきますし、大人、成人につきましては、さらにこれから考えられる来訪者が白老町にふえる関係もありますので、そういうものにかかわるそういうボランティア活動ですとか、そういう人材も育てていく必要があるというふうに考えておりますので、なるべくかかわる人をふやしていくような取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 子育てタウンしらおい推進事業のホームページの関係でございます。こちらの業務委託で製作するガイドブックにおきましては二次利用としまして、ウェブ作成のほうは考えております。ホームページが作成できるようにウェブで検索するように考えております。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 空き店舗活用・創業支援事業でございますが、国の交付金を活用させていただいて今年度の国の補正予算で行うという関係上、この事業に関しましては、27年度、28年3月までの期間ということになります。いずれにしましても、それぞれ目標設定3件ずつ設定しておりますが、大変この期間から本日議決いただけた中で、これから進めていくということで大変厳しい日程、スケジュールになっています。これが到達できなければ当然のことながら、交付金を国に返すという流れになります。その辺はいたし方ないところでございますので、この事業をもって最大限には原課としても1件でも2件でもふやすような努力はしていきたいと思っております。また28年度以降も原課としましては継続したいということは考えております。これはまた来るべき時期に予算の関係はご提案はさせていただきたいと思っておりますが、まず今編成中でございますので一応原課としては継続したいという意向で考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。意識を変えるためには本物を知る必要があるというふうに言われますけれども、やはり本物を知るためにポートランドまで行かれるわけですが、この取り組みというのは多文化共生という本当に大きな目標の中で日本中にも世界にも発信できる取り組みだと考えております。ですから、その取り組みの途中でもどんどん発信していくべきではないかと思っておりますが、例えば地元メディアを活用して特集を組んでいただくとか、あるいは行政関係の広報誌にどんどん載せていただくように努力するとか、今は町民に周知の仕方について回答いただいたのですけれども、そういった広く周知する手法についてはどのようにお考えになってい

るのか、再質問いたします。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 今ご質問ありましたとおり、この進め方についてはより広く、より理解を求めていかなければならないことと思います。私どもといたしましては今おっしゃられたとおり、その都度状況経過を発信しながら、より多くの、いわゆる露出を大きくして理解を広めていきたいということを考えております。それでこの事業に関しましていろいろ協力していただいている関係、その研究機関ですとか、そういうところがありますので、その辺もそういう発信の協力もいただけるというふうに考えておりますし、出版物についてもそういう機会があればどんどん出していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

11 番、西田祐子議員。

○11 番（西田祐子君） おはようございます。今回の補正の中で9ページの地域特性を活かした商業・観光振興事業ということで、1,020万円ついております。そのほかに11ページにも空き店舗活用・創業支援事業ということで、1,600万円ついております。今回のこのいただいた資料の中で見ますと、それぞれやっているわけなのですけれども、ただこのところにいる地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金と書いている、これは資料をいただきましたね。この町のほうから出してくださった資料。この資料のところに書いているところの地域特性を活かした商業・観光振興事業ということで1,200万円出ていますけれども、その前にも確か白老町のほうでことし8月に広報で商工会を通して800万円の金額で募集をされているはずだと思いました。確か広報8月号に載っていました。そこの中で確か8月の十何日の締め切りでということで、もう11月の終わりですから、もうそれもできているのではないかと思うのですけれども、それについて町側のほうから特に議会の対しての報告もないのでどういう内容なのか私たちよくわからないので、そこでお伺いいたします。まず、どういう事業で何社が申し込みされて、内容というのですか、どのようなことをやりたいという希望があって、町がそれに対していつ、どのような形で採択したのかということなのですけれども、これは白老町ではなくて商工会に全面的に委託したものだというふうに私は理解したのですけれども、その辺のいきさつとか、お考えとかをまず伺いたいと思います。

2点目に、そのされた事業と今回これはまた1,200万円されるのですけれども、この違いは一体何なのかと。前回のとき商工会にお願いしていますね。今回は白老町が直接やられるのかどうか。その辺の違いが見てよくわからないので、これは先行型というのか、上乘せだから、足りなかったからやるのか、何だかその辺がよくわからないものですからその辺の違いというのですか、考え方を教えていただきたい。

それともう一つが、この事業をするにあたって、もう一つ2点目で言いました1,600万円ありますね。移転の1,600万円のお金のほうです。この事業につきましてちょっと説明をこの間、聞

いたときに読ませていただいて、つまり大町商店街の中に新しく事業をする方は、私の勝手な考え方ですけれども、新しく事業をする人は 300 万円差し上げますと。そこに住んでいる方々、今まで事業をやっけてこられたけれども住んでいる方々がもし引越しする考えがあるのだったらその店舗を譲るために引越し費用としていろいろなもろもろの経費含めて 200 万円出しますというふうに理解したのです。ただ、それはどこからどこまでの場所なのか、それを決める機関は誰なのか。そういうような審査体制というのですか、やはりこれは税金でやるものですからこれは平等でなければならないと思うのです。なぜ大町なのか、そのためのきちんとした考え方とか、そういうものがどういうふうになっているのか、その辺の説明を受けていないような気がしたものですから、その辺もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） まず、地域特性を生かした商業・観光振興事業の関係をお答えしたいと思います。今回補正予算で上げさせていただきます、資料の 4 に記載している内容でございますが、これに関しましては基礎交付金、年度当初で事業を執行しております内容と同様の内容になってございます。当初も説明をさせていただきましたが、こちらの資料の 4 に記載されている内容でございます、前回の採択結果を踏まえて、まだまだニーズがあるということで今回上乘せ交付金を使わせていただきまして、さらに再募集をかけていきたいという内容でございますので、町の補助金をもって商工会に委ねて前回と同様に取り扱うということで考えております。

結果でございますが、町のホームページ、また商工会の会報等に載せておりますが、今回このたび終わった部分の事業募集の内容でございますが 14 件の募集がありまして、そのうち 6 件採択しております。細かな説明は省略いたしますが、その事業内容を商工会のほうと、それから町、それから金融機関、観光協会のメンバー構成の中で審査会を設けて厳正に審査をした中で 6 件を採択しております。予算上でいきますと 200 万円の上限をもって 4 件募集でございますが、それぞれ採点結果に基づきまして上位 6 件を採択したという状況になってございます。

それから、空き店舗活用の関係でございます。空き店舗の活用は今回は新たな事業でございます、移転に関しましては西田議員言われたとおり、今現在住宅として店舗を閉められているところを該当としまして全町を対象としております。これは商店街というところではとどめていなく、まずは全町でこのニーズを拾いながら、仮にですけれども予算の範囲以上に募集があった場合は審査、これは今回は商工会ではなくて町が主体でやる形にはなるのですが、同様に金融機関等にも専門的な確認を取り、または住宅の取り扱い上、実際安全性の確保という点からも町の我々担当者の中でも建設課の担当、それからまた建設協会にも必要に応じて確認を求めながら、この実際活用できるかどうかのまず前提を確認した中で審査を設けてこの事業を進めていきたいというふうに考えておりますし、この予算の中でおさまれば 1 番いいのですけれども、それ以上に来た場合はそのような形で対応していきたいというふうに考えております。 以上です。

○議長（山本浩平君） 11 番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 今回の補正に関して私はやはり厳しく審査しなければいけないのではないかと考えております。というのは先ほど町長も謝罪されましたけれども、そのようなことにならないためにも、3度目にならないためにもやはりきちんとしたものが必要なのではないかと、そういうふうな中で、今口頭で本間経済振興課長にいろいろ教えていただきましたけれども、私はそうではなくてもうちょっと具体的なものがわかったら、やはりちゃんと議会側のほうにペーパーできちんとこういうふうな形ですという形でもうちょっと詳しく、こうなったという結果も報告してほしいと思うのです。なぜかという、予算はつけた、一生懸命商工会でお願いしたら14件中6件、採択になりましたと。その審議会の方が何名いらっしゃるかは今おっしゃっていませんけれども、そのメンバーの方々が一生懸命審査してくださって選ばれたわけですね。そこまではよかったです。ではこれからだと。これからやった事業に対して、では誰がその後最終的なチェックをしていくのか。最終的なその報告を受けるときにこれでいいと。その間結局事業を行っている間、誰もチェックがなければまた同じようなことが起きないとも限らないわけですね。そうなってきたときに、ではその中間のチェック体制をどうするのだと。誰が責任を持ってするのか。それは商工会ですか、それとも白老町ですのでしょうか。それとも審議会のメンバーの方々がされるのか。そういうことにもなってくるわけですね。そうしないとせっかく責任を持って選んでくださった方々が、最終的にお前たちの選び方が悪いのではないかみたいなことになってしまったらおかしくなってしまうので、やはり最終的にこの方々にきちんとした報告をしてもらええるような状況になるための何か対策というものをつくってもらいたいと私は思って質問しているのです。選んだのが悪いのではないです。せっかく選ばれたのだから、それが最終的に国のほうからまたチェックが入ってどうのこうのと言われないうためのそういうアドバイスとか、何かチェック体制とか、そういうような仕組みづくりが見えてこないものですから、その辺をちょっとしつこくなりましたけれどもお伺いしたいというのが一つです。

もう1点、1,600万円の移転のほうの件なのですけれども、そのときに白老の事業者さんで不動産やっている方々いらっしゃると思いますね。でも数は少ないと思うのです。そしてほとんどが札幌とか地方の業者さんで物件を持っている場合が非常に多いのですけれども、町内に事業者さんが新しく開業するという場合は町内の事業者さんを当然使ってやられるのだらうと思うのですけれども、今住んでいらっしゃる方々が商売をやらないでもうどこかに行きますといったときに、果たしてその物件というものを白老町のほうの町民というのですか、そういう人たちに商売として残しておいていってくれるものなのか。それとも札幌とか、地方の事業者さんにやってしまうのか。その辺がちょっと聞いていてよくわからないもので、やはりせっかくやるのだったら町内事業者できちんとしたそういう仕組みとか、そういう体制をつくって、それをやるだけのことができているのかどうなのか。私はぜひやってほしいと思ったから一生懸命聞いているのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 1点目の関係は私のほうから答弁させていただきます。ただいま審査基準、厳しき当然必要ということは重々承知しています。このたびの反省も踏まえまして、いろいろな補助事業に対する審査、チェック体制、そういうことも含めて今回のただいまご質問あった点につきましては国の制度もありまして、国の要綱、要領、基準、それに準じて白老町は作成しています。ですので、そういう町独自だけでこんなものもいい、あんなものもいいという、言葉は悪いですけどもそういうつくり方ではなくて、国が基準として持っているルール、それに準じた審査基準を作成しておりますので、そういう中でのしっかりしたチェックは行っていきたいというふうに考えています。

それから、先ほど1答目で担当課長が説明したとおり、担当部署ばかりではなくていろいろな部署の職員もかかわったり、外部の関係する団体もかかわった中での審査、チェックもしていくと。それは事業執行前、それから事業執行中、それから事業後というふうな、二重、三重のチェック体制という部分も進めたいと考えてございます。それと一つ目の質問の中にありました透明性という部分、非常に大事なことだと思います。どういう経過でどういうふうに団体が決まって、どういう事業をしていくかという部分の結果も議会に知らせてほしいという部分ありました。透明性をきちんと出すためにはどういう手法でやっていくか、これはちょっと考えさせていただきますけれども、やはり決してそのことを欠くということではなくて、せっかくいい事業が展開されるという部分が決まったからにはやはり多くの方にも知っていただき町民の方にも理解いただきたいという部分は同じ考えでありますので、その辺出し方はしっかり考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 公表の仕方に関しましては岩城副町長が申したとおりちょっと今後考えていきたいと思うのですが、結果としましてこの6件の採択された部分に関しましては当然のことながら、これから事業を進めていくことでこの交付金を使ったものとして広く周知を広報等とホームページ等でやっていきたいという考えはございますので、進捗状況に関しましては我々と商工会とで今現在着手されている中で動いていることは確認しながら、この事業完成まできちんと我々もチェック体制を万全にしていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。また先ほどちょっと審査メンバーに関しましてそれぞれの機関を申し上げたのですけれども、4名体制で審査をやっているということです。金融機関、観光協会、商工会、町ということで4名の体制で審査をしているということでご理解いただきたいと思っております。

また、空き店舗活用・創業支援事業の関係の取り扱いでございますが、今住宅で閉店しているお店の取り扱いに関しましては、まずその家主の状況によりけりということがまず一つになります。当然それを賃貸で譲るのか。または売却するのかという意向もございまして、当然その賃貸であってもそこに住まわずに移転をされるということですので、その関係費用を今回みるということでございます。その中に発展して、例えばその家主が不動産のどちらかにつてがないとかという状況があれば、当然地元不動産業者をお願いする、紹介というのは我々としても考えられるかと思っております。

います。または町外不動産という場合もあるかもしれませんが。それは売却による場合の手続上で不動産業者を介すということは現時点でも想定できると思いますけれども、まずもって家主との意向の中できちんと適正なヒアリングをしながら、または安全性を確保できる物件かどうかを見きわめながら、この事業の募集に一つでも多く対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 3回目ですので、まずこの不動産のほうの関係でお伺いいたします。まず白老町で移住定住促進という、そういうような事業をやっているらっしゃると思うのですが、そこの中で白老町の業者さんで不動産をやっている方々いらっしゃいますね。まずこの方々に相談されたのかどうなのか。

それから2点目に、前はこれは800万円のときは、8月に公募したときはこれは商工会がやったけれども、今回1,000万円のほうは商工会に頼んでいない。だけど商店街のこういうような移住をやるときに商工会を通さずに町だけでやるのか。私は何か商工会をちゃんと最初に頼んでやっていたのならやはり商工会もきちんと責任を持って1回目やったのだから2回目となっていかなければおかしいかと思うのです。その辺商工会ともきちんと打ち合わせができていいのかどうか。それと移住定住のほうについても、やはり建設協会だとか、そういうようなところの業者の人たちときちんと、せっかくこれは地域の活性化をするための補助金ですから、いかに多くのそういう団体と協力し合って、そしてきちんとした相談というか、別に変な相談ではないです。いかにこれをうまく活用していくかという相談をして、そして最終的にはきちんとした責任を持って、自分たちのこの事業をきちんといただいたお金をきちんと使いこなせる、そういうような事業にしてもらいたいのです。その辺はどうなのでしょう。先ほどは各課と言っていましたけれども、業界との連携はどうなっているのか、そこをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） まず資料4の今回お示ししている地域特性を活かした商業・観光振興事業に関しましては、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、再募集をかけるための同様な事業ということで、これは商工会にお願いするような流れで実績も今年度ございますので商工会に委ねる、補助金で出すという形になります。

資料5の空き店舗活用・創業支援事業に関しましては、これは町が直接募集をかけるという状況です。その辺のちょっとすみ分けといいますか、それぞれの対応をご理解いただきたいと思うのですが、町がやるというそもそもの理由というのがどうしても補助金を出す手続きということも想定しますとどうしても一定の時間を要するというので、今回新たな事業ということで我々町として責任を持ってこの事業を執行していきたいということで、まずもって町が主体でやるということで進めております。しかしながら、これは町だけがやるということではなくて当然のことながらこの商工会であったり、関係機関に関しましては募集する上で当然いろんな情報、この空き屋として家

主さんがこういうニーズを持っているとかということも踏まえて募集の中でそれぞれ連携させていただくというストーリーで我々としても考えておりますし、この事業そもそもこの空き店舗活用・創業支援事業に至った理由としましては、この白老町の活性化推進会議、特に理事会のほうで商工会含めた、この事業の要望事項であったり、商店街の事業組合の方々からも強くこういった取り組みをしてほしいという要望の中でこの事業の提案に至っておりますので、十分にここは地域の中で広く協力いただきながら進めていきたいと思っております。不動産に関しましては当然先ほども言ったとおり、移住促進の中でも町内不動産業者さん、協議会の中で加盟されております。協議会の組織ということでいけばこの事業とちょっと別枠になるのですが、業界としてのつながりという意味では広く情報共有させていただくこととか、ご協力、ご支援をいただくという捉えで我々としてもいろんな角度でご支援賜りたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 地方創生先行型上乗せ交付分タイプのⅠ、Ⅱの対象事業について、一括で質問したいと思います。

今回地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付事業で総額4,800万円、一般財源を入れると4,900万円強になりますけれども、大方、国の交付金で活性化のための事業が行われるということで、国の交付金であっても税金であるということで我々は真剣に効果を審議しなければいけないかと思っておりますし、私はこの事業が大きなまちの活性化に寄与するということについては十分してほしいし、そういう観点でいます。何もマイナス思考で質問するつもりは一切ありませんので、そういうことを含めて申し上げておきます。それでなぜかということ、やはり議員としていかに政策形成にかかわるかということで、私はこの政策の初期に期待される効果を上げられるかどうかということをややはりここで議論しておく必要があるのかと、そういうことで質問をさせていただきます。

それでまず一つに、「まちづくり会社」設立調査事業についてです。

まず1問目です。これはまちづくり会社については白老町産業振興計画の中で民間企業を中心としたまちづくり会社、すなわち民間組織を立ち上げますと、こう位置づけられています。きょうの町長の所信表明でも公約としてなっています。そこなのですが、この産業振興計画の概要説明はことしの3月の全員協議会で行われております。この中で策定期限を8月としていました。そしてその後、策定の状況については議会で説明がされておりました。その中で9月4日に「白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」が全員協議会で説明されているのです。それで私はいろいろ経過を見てきたら9月の議会、9月9日に同僚議員がこの産業振興計画の策定期限等について、内容も含めて一般質問をしています。そこで本問経済振興課長は白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略の整合性もあるので年明けの1月か2月にこの産業振興計画を策定したい、決定したいと答弁しているのです。何を言いたいかといったら、この産業振興計画の策定決定がない中でまちづく

り会社設立調査業務委託料がきょうの一般会計補正予算（第8号）で議案提案されました。我々この産業振興計画で何ページにもわたって、まちづくり会社の実現に向けてという項目がありました。読むことができました。そこで議会でも深く議論しない。政策決定されない。議決事項ではありませんけれども。そういう中でなぜこれはそういう手続きもない、議会にそういう政策形成過程で決まったと何もない中できょうこの補正予算に議案提案されたのか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

そしてまず具体的に入っていきます。DMOまちづくり会社を導入している先進自治体、2、3の例でいいです。そして具体的にどういう形でやっているのか。それをまず教えてください。次に、町が主導でまちづくり会社の設立準備を策定するといっています。これは基本的な原則的なことをだけを伺いますけれども、この会社の人格ですね。あるいは法人としての組織、これは法的にはどのような組織になるのか、まず一つです。

次にこの表にある推進体制イメージが示されていますけれども、体制で掲げられている見ればわかりますから固有名詞は言いません。機関、団体、民間組織等はどうのような使命、役割を持つのか、二つ目です。

そして三つ目として、これらの団体等はまちづくり会社に対して法的な連帯責任まで担うことになるのかどうかということです。これはこれから多分、このために調査すると言いますけれども、そうではなくてこういう部分というのは調査しなくて誰が考えても原則的にこれらを踏まえてこのまちづくり会社をイメージしていると思いますのでお答え願います。

それと、次に多文化共生人材育成事業があります。1問目です。先ほども質問ありました。多分ダブらないと思います。まず、この事業費1,153万1,000円のうち、国内は少ないですけども、合わせて国内、国外共同研究委託料に413万5,000円、シンポジウムに250万円の委託料を計上しています。この委託料が全体事業費の57.5%になっているのです。そこで、これではわかりませんので、それぞれの委託事業の内容と、この委託料の算出の根拠はどうなっているかということです。

二つ目、町からもらっている資料、議案提案の中にも名前が出ていますから固有名詞を言わせていただきますけれども、国内研修、あるいは国外も入るのですか。このコーディネーター西芝雅美さんというのですか、この人がどういう形の中でこの多文化共生事業の委託者としてのかかわりを持っているのか。もしわかればどういう経歴の人だったのか。そしてこの人を選んだコーディネーターの選考基準はどういうものを持って選考されたのか。個人にかかわることですからプライバシーの部分は入りません。公的な部分でどういう判断したかということです。

次に、空き店舗活用・創業支援事業です。今、町が事業全体を町が責任を持ってやる。私もこの空き店舗については必要なことだと思います。ただ中身の問題がどうなるかというのはありますけれども。まず全町対象、これも非常にいいことだと思います。そして活用されるべきかどうかを審査すると言っていましたけれども、この部分ですね。なぜかといったら町がやるといっていました

ね。非常にこの問題は金銭と法律が絡みます。具体的に言わなくてもわかると思います。これが町が本当に町の職員、町が行政の責任で可否もあった場合困ると思いますけれども、そういうことを考えて町が事業主体になったのかどうかということです。これは非常に厳しいです。それで多分、町村会の顧問弁護士に相談していきます。スピード感を持てばそういう話ではないと思います。まずそれが1点。

それと空き店舗実態調査していますけれども、調査の項目、どういう形の項目がきちんとなっているのか。それと先ほどの質問に対して答弁がありましたけれども、家主の移転条件等の解決策、どういう条件提示を最低限、白老町が持ってあたるのか、この辺についてです。非常に私は疑問があるのですけれども。

次に二つ目、これはよくわからないから質問します。細かいことはいいですけども、売却または賃貸されて所有者に収入が生じますね。この場合でも委託料の上限 200 万円が助成されるのかどうかです。売ってお金が入ったのに 200 万円もらえるのか。細かいことはいいとして。そして、また算定基準に沿って助成金が決まるのか、そういう算定基準をもっているのか。助成金等の算定基準があればその内容を教えてください。

次に三つ目、移転支援で売却物件として提供し移転完了となりますけれども、どうも先ほどの説明がわからないのですけれども、移転完了時点での所有権や登記の状態が借りる人、その物件を買って新たに商売をやるときにこのフロー図でいけばどういう部分でどう採決するのかです。

それと4点目です。所有者、家主が移転する場合、これは全町ですからね。移転先は町内に限るという条件があるのか。該当物件の中で町外に移転している人もいますと思われるんですけども、今は白老に住んでいますね。その人が移転料をもらって町外にもう移転していいのかどうかということです。なぜかといったら、よそからその空き店舗を借りて商売をやって入ってくるのに、そこは借りる人がそれでは私は 200 万円をもらって全部売って札幌行きますと、そうなればこの人口増加対策というか、まちの活性化対策からいけばちょっと逆になるのではないかと思うのですけれども、これは肝心なところなのです。お金もらっていなくなりますとなる、その辺について、これだけまず1問目。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 前 11時02分

再 開 午 前 11時15分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

前田議員の質問に対して、るる答弁をお願いいたします。

高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 私のほうからは、まちづくり会社の関係と多文化共生人材育成事業のほうをお答えいたします。

まちづくり会社の関係につきまして、まず今回の予算提案に至った経緯の話ですが、この前の説明会でもお話いたしましたように、このまちづくり会社の設立については活性化推進会議のほうで提案されたもので基本構想に載せております。ただいま来年度に向けて推進プラン、事業プランというのを作成中ではありますが、その中に盛り込まれる予定でございますので、今年度中にまちづくり会社の調査事業を行いまして来年度スムーズに事業が進むようにするものでございます。

それでまちづくり会社につきましてどんな例があるのかということですが、すごく全国に何百というまちづくり会社が今存在しております。その中でうまくいった部分ですとか、うまくいかなかった部分、両面で一応調査はしております。実際に訪問したところの例としましては滋賀県長浜市ですとか、長野県の飯山市とか、そういうようなところを見ておりますし、DMOに関しましては広島県ですとか、東大阪市などを見てきております。よく一般的に現在のまちづくり会社、これはちょっと歴史はあるのですね。20年ぐらいの歴史があるのですけれども、その第1期、第2期、第3期というふうにまちづくり会社の形態も変遷してきております。うまくいった例といたしましてはやはりまちの現状課題を解決するために、きちんと目的を持って民間が協力してやっているところがうまくいっている。うまくいっていないような事例としましては、先に形づくりに走ったり、あと時代の急激な変化についていけないとか、そういうようなことが言われております。このまちづくり会社につきましては、現在のまだ想定段階ではありますが、株式会社として法人格のほうをもっていったらどうかというふうに考えております。その株式会社につきましては当然民間の会社なりますけれども、この氏名から申し上げまして、要するに町内の各産業を網羅した出資者で構成するような想定をしております。ですから農業とか、漁業とか、商業、観光、そういうものが全部集まった形の出資で運営をしていきたい。その運営については、あくまでも株式会社として運営していくというような想定でございます。

それで続きまして、多文化共生人材育成事業のほうの委託料についてでございますが、まずポートランドへ行くほうが380万円ということございまして、シンポジウムのほうが250万円、いずれにしてもこのまちづくり会社の調査事業、それとこの多文化共生人材育成事業、いずれにおいても公募型のプロポーザルで進めようと思っておりますので、今私どもが想定しているもの以上の提案があれば若干変わることは予想されます。今多文化共生のほうの委託につきましては、そういうことも含めポートランドにつきましては、ポートランド市でこういう我々の調査の受け入れをしていただく経費、それとかそういう人材プログラムつくっていく経費、向こうのスタッフが実際にかかわって一緒につくっていくという形ですし、主にはポートランド大学でそういう向こうにあったプログラムは持っていますので、それを白老のほうに活用できるような形を検討していくという形になりますし、さらにポートランド州立大学と市役所ですとか、パブリックセンターとか、そういう各団体も絡んでおりますので、その辺のコーディネート、そういうものもこの委託に含まれております。そしてシンポジウムのほうの250万円につきましては、実際にポートランドの方も白老に来ていただくということも含めての委託料というふうに考えております。この多文化共生シ

ンポジウムを開くにあたりましては当然、町内、町民、各団体の皆様に理解をしていただくという目的もありますし、国内で多文化共生のまちづくりというのをやっている市町村があります。そういうところにもお声かけして、お互いのそういうまちづくりの議論、検討ができればいいかというふうにも考えております。国内の多文化共生のまちづくりということはほとんどが、これもさきに説明したように外国人の居住の環境づくりが中心であります。ですが白老町が標榜をしておりますのは、そういう民族との共生をはじめ、生活の共生、文化、教育の共生、そういうのを踏まえておりますし、さらには産業というものも考えておりますので、その辺を国内唯一の多文化共生のまちということを目指しているところでございます。

それでその資料の中に出ておりますポートランド州立大学の西芝教授についてであります、これも今の現時点での想定でありますので、その西芝先生の経歴というものにつきましては大阪大学を卒業した後にポートランド州立大学で修士博士号を取得して、そのまま研究分野につかれています。主には地方自治の国際比較ですとか、市民活力、そういうものの研究を行っておりますが、さらに通訳としても活動されており、アメリカの皆さんご存知のところではジミーカーター氏やビルゲイツさん、そういうものの通訳も経験しております。地方を変えるプロジェクトマネジメントなどの著書も発表されている方でございます。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 空き店舗活用・創業支援事業の関係で何点かご質問があったのでお答えしたいと思います。まずこの事業に係るその店舗の金銭的な関係、法律の捉え方ということでございますが、今回の創業に関しましては役場でいろんな各国の制度の準拠しながらつくらせていただいたところなのですが、この移転に関する取り組みに関しては本町独自の今回新たな取り組みでございます。そういう中で進めるにあたって当然のことながら、売買等に関することは当然宅建の取り扱い含めて瑕疵に関しては町が関与できる部分ではございませんので、あくまでこの移転にかかる部分は実費に係る経費、要領に基づいて今策定中でございますが、対象経費としまして引越し代、清掃代、不用品等の撤去費用分などの居抜きまでの部分を実費分として費用を支出していきたいと。その費用の見積もりをもって安全性を確保する意味ではその算定という部分は必要になってくる捉えでおります。その中で実費を支給することで仮にその後の店舗を賃借または売却する上での収益に関してはその費用に見込んでいない状態でございます。それから空き店舗の調査でございますが、現時点で営業店舗と空き店舗の実態把握ということで営業店舗、空き店舗の件数、それから事業主の名前、形態、あと階数だとか、築年数、そういった店舗の併用別に居住別だとかのそういう捉えも調べていきたいと。それから空き店舗のヒアリング調査ということで創業時の店舗の業種、閉店した経緯、それから今現在そこに用いているその什器等や内装の状況だとかを用いて調査をかけていきたいと考えております。

それから移転の完了時点の捉えでございますが、資料5にお示ししている移転支援の流れと創業支援の流れということで、まず移転支援の流れというところでいけば、この事業での今回募集があ

って、ここに書いているとおりAからA、B、Cの部分が実際移転準備して移転が完了した時点でこの事業が終了ということで、創業に関して仮にですけれども、B、E、Fという創業者を3件記載しておりますが、Bの事業者が例えばAの移転先に入るとかというケースがありますし、それぞれ移転が3件空いて別な方が入る。またはこの事業で創業支援がそれぞれ3件、別なこの移転を受けた方ではない空き店舗に入るというケースがありますので、大きくは今回その目標設定される3件ずつという形で、それがミックスしてAのところが入って、Eの創業者が入るというケースもあり得るかという想定はしております。というところで移転完了時点ということでこの事業をもって対応したいということでございます。

それから移転先、家主の方が実際町内か町外かということでございますが、基本的には我々としても町内に残っていただきたいということを前提としていきたいのですが、やはりその家主の方の諸事情が、どうしてもやはり町外にご子息の何かの事情で、どうしてもそちらに行かなければならないという場合のケースがある想定もあると思います。それを全て町としてもくくってしまうことは難しいかというところでございますので、基本はやはり町内で居ていただくということを前提として取り扱っていきたいというふうに考えております。移転にかかる最低の条件というところでございますけれども、やはり町内に当然住宅併用の店舗が存在した中で、ご意向を聞いた中で特にそこを創業者が店舗として扱えるかどうかの安全性等の確保は条件というふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まちづくり会社の関係でちょっと答弁がわかりませんでしたのでお聞きしますけれども、議員はいろいろなこの問題を提起して、これらの問題を政策の面から私は議論しようと思って今しているのです。それで1問目で言った産業振興計画がまだ我々は十分議論されていない、決定されていない中でこの中でも計画として上がっているまちづくり会社が今回設立調査業務委託料が上がったと。その辺がどういう整合性を持って、もう決定になったという解釈ですね。町側からすればもう決まったのだと。それだからきょう補正予算を提案したのだと言っていますけれども、その辺の兼ね合いはどういうふうに判断を上げてたのかということです。そこだけまずお聞きしておきます。

それと株式会社わかりました。それ以上は別な形の中で考えるべきだと思いますけれども。ただ今回この設立調査事業として町は企画立案、決定するという、準備委託する、準備すると。そういうその企画の段階で会社設立準備のために今回の補正で交付金100万円を計上しましたね。これからが問題なのです。では今後会社設立に至って具体化する執行の段階でいろいろ経費がかかりますね。当然戸田町長も民間人ですからわかると思います。いろいろな経費がかかります。ではその見込み額と、その経費は誰が負担するのですかと。また町費でみるのですか。先ほどからいけば株式になりますから今度は出資者の人がいろいろなお金を出してやっていく、そういう誰が負担し、では今後実際の事務的な業務は誰が担っていくのかと。そこまでやはり整理をしておかないと、ただ補正予算上がったというだけでは我々としてはその後どうなのかということをやはりきちんと確認し

ておかないといけないと思いますので、その辺についてお聞きします。

それと多文化共生の中でわかりました。これからはそういう募集をするということですので議会にも報告あるし、よりよい意味の委託をしていただきたいと思います。ただこの派遣者の選考、これは先ほどこの資料を見ると派遣は10人で、参加対象は活性化推進会議等となっているとなっています。そこでその派遣者の選考は公平でなければならないと思います。対象範囲は先ほど答弁でありましたからいいですけども、誰がとはないと思います。そこでその行く人方の目的意識の醸成、醸成というのは醸し出すのほうです。それと研修成果を生かす意味からもその派遣者を募集する際にはやはりレポートを提出させると。そういう意識を持った方が募集するべきだと私は思います。そして研修後はシンポジウムで発表すると言っていますけれども、それは一過性のものですけども、その行った人方がまちづくりの活性化にかかわって、どのような形で生かされるのですかと。その仕組みは今町が考えていますけれども、今どういう形でそれを町民、まちに還元していくのかと。そのシステムづくりはどういうふうになっているのか。この2点をまずお聞きします。

そして空き店舗です。具体的な進め方については1問目で言ったようですから、やはりこれは非常に大きな問題ですから担当の委員会とかに逐次報告していろいろな方がいますので知恵をもらって万全な推進をすべきだと思います。その中で大きな問題として、この事業目的を収穫力の向上、滞在型機能の強化、リピーターの拡大等を目的にしています。それをピンポイントしていくと業態の選択もある程度限られると思います。そして新たに進出する創業者、のみならずこの人方だけにそのまま商店街の活性化のために来てくださいというのではなくて、基本的な部分というのがあると思うのです。それは既存商店や商店街としての改善や魅力づくりを同時に進行しなければ、これは事業目的達成できないと思うのです。商工会も縷々やっているといますけれども、白老町としてこれで並行にしてどういうプログラムでまちの活性化の相乗効果を出そうとしているのか、その辺を具体的にお聞きしたいと思います。それと2点目は、創業支援が成功するかどうかは本人の能力ですけども、その前にやっぱり審査する側の眼力ですね。そして当然選んだ責任も出てくると思いますけれども、この審査の方法と審査委員の顔ぶれはどのようになるのか。大体わかります。これは非常に大事だと思います。それと、ここも大事なことなのですけれども、開業しましたと、それに伴う営業、事業期間の継続年数、そういうものに期間の制約はあるのですかということ。仮に不採算で撤退した場合の規制や助成金の扱いなどは、これはどうなりますか。それ以上のことは言わなくても多分わかると思いますけれども、この部分をお聞きします。

○議長（山本浩平君） では町側の答弁を求めます。

高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） まず、まちづくり会社の関係でございます。まずこのまちづくり会社の提案がなされてきたのは、先ほども申しましたように一昨年から設立しました象徴空間活性化推進会議の経過でございます。これも本年度もこの活性化推進事業という形で調査と、あとプラン

づくり等を進めているところであります。その中で 2020 年を標榜した場合に、そこで来訪者がふえるですとか、さらにはオリンピック、パラリンピックと象徴空間ができるというような状況を踏まえて現在の町における商業、観光の現状。事業者が減少傾向にあるですとか、観光の入り込み数が減少傾向にあるとか、そういうような状況をやはり打破すること。いわゆる地域経済のそういう閉塞感を打破していく。それに官と民、両面でそれぞれの特徴を生かして活動していくということ。民間においては例えばスピード感だったり、活動力、資金力、そういうようなものを生かしていったらどうか。行政においては行政の信用力だとか、地域公共性、情報とか調整力、そういうものを生かしたものが必要だろうということで、そういう中で活動できる組織として、まちづくり会社というのが浮上しております。先ほども申しましたように、活性化のほうの計画に載っております。一方では、ことしの3月産業振興計画（案）でお示しているところだと思いますが、産業振興計画が先ということではなくて、象徴空間の活性化推進会議のほうが先でありまして、そこから出てきたものを産業振興計画に載せていくというようなことで、前後の関係はそういう課題はないというふうに捉えております。

それから2点目に、今回調査事業を行います、その後の負担ですとか、見込み額についての質問でございます。まず、こういう会社をつくっていくときにやはり先ほど言った町の持っている調整力とかそういうものを生かして、より多くの産業界の方たちと連携を取りながらつくっていくことで、町としてのそういう調整、会社をつくるまでのお膳立てというか、そういうものの支援をしていくということで、こういう調査事業を行っております。さらにその調査事業によって会社をつくっていくまでの、この図にも示しておりますが設立組織とか、体制のあり方、業務内容や、会社の役割、それから資本金とか出資金の問題、そういうものを今年度事前に調査して、そのことを調査した結果を多くの方と研修会を開いてつくって、最終的にその設立に向けた手続きプランというものをつくっていかうとするものであります。

それで次に、多文化共生の派遣者の問題でございますが、当然目的意識や成果、おっしゃるとおりだと思っております。それで、当然その行かれる皆さんには事前学習を通じて向こうの理解とか、こちらが考えていく検討を事前に行う予定でございますし、さらには戻りましてそういう報告にも当然かかわっていただきます。その後、シンポジウム等にもかかわっていただきますが、その後のその多文化共生のまちづくり、もしくは人材育成というものに中心的な役割でかかわっていかれる皆さんだというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） まず1点目の既存商店街、全体感としての捉えというような感じかと思っております。まず大変申し訳ありません、産業振興計画、今再三出ておりましたが、作業が遅れておりますのでとままり次第、議会にもお諮りしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。今回この事業の取り組みにつきましては地方創生の交付金ということで、この総合戦略が主体というところでありますので、その中でまずできるところからということで、この創業支

援のほうも取り組ませていただいております。遅れている産業振興計画もそうですが今、今年度中に策定する活性化推進会議における推進プランでもこの既存商店街がどうあるべきかというものは当然、グランドデザインも掲げていかなければならないというふうには考えております。まずはこの事業の中で創業者が一つでも、二つでもかかれるように取り組んでいきたいということでご理解いただきたいと思っております。また次に審査する方々というところですが、当然その創業者に関しましては当然中小企業診断士等のやはりその専門的なかわりも必要かと思っております。まず第1前提とすれば、金融機関の方にもご要請させていただいておりますし、商工会関係者、また観光協会等の中で構成し、必要に応じてというちょっと語弊がありますが、当然その創業者の方のきちんとした今後の計画なんかも、今既存で北海道中小企業支援センターで取り組んでおりますよろず支援拠点、今、既存のそういった相談窓口も利用させていただきながら取り組んで決定していきたいというふうに考えております。また創業に関しての何年間とかという制約に関しては特段設けてございませんが、当然事業目的としましてはやはり 2020 年を見据えて、この事業を進めておりますので当然来年で閉めるとか、再来年で閉めるような、当然その事業計画の内容を見れば、当然のことながら確認できる状況だと思っておりますのできちんと単にやりたいというところでお金を執行するのではなく、きちんとした事業計画なりの審査に基づいて 2020 年以降も続けていただくような創業者をターゲットとして、この事業を執行していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 先ほど高橋企画課長から答弁ありましたけれども、的確に答弁がないのですけれども、そこまで至るものの答弁はありますけれども、その後会社を設立するとなったときに、その経費等はどれぐらいになるのか。そして誰が負担して、事務的な業務は誰が担うのか。これをちゃんと整理しておかないと引き続きまた白老町が全部丸抱えになるのか。多分会社ができるといたら出資になりますから、それらの経費は出資する人方が当面の会社のお金を出すと思っておりますけれども、その辺ちゃんと整理しておいてください。それを明確に答弁お願いします。これは後から何となくあうんの呼吸でいってしまっただけで町が持つというようなことでは大変なことになりますから、株式会社ですから。これはちゃんと整理をしておかないと受ける側もそういう気持ちでやらなければいけないと思っておりますので、これだけはちゃんと答弁ください。

それと最後にします。このまちづくり会社の関係なのですけれども、これを読むとまちづくり会社の組織イメージから見ると行政に頼らず、まちづくり会社が目的としている事業で収益を上げ、所期の目的を完遂を規するところでありますと、こうありますので私もぜひ成功して成果を出すことが大事だと思います。そこで今こういう株式会社と言いましたから、これは第三セクターとか、半民半官みたいような形の組織運営にならないと思っておりますので民間会社の責任のもとでやりますけれども、そこでこの参考資料の 4 にこの白老まちづくり会社の事業目的が示されていますね、ここに。これからここに書いている設立されるまちづくり会社のこの事業目的とほぼ同じ事業目的を先行する形で町内にこれの事業目的と似たような会社が設立されているか、あるいはいないのか。

民間ですから、そういう経済を先取りを考えている経済的なこういうような人もあると思います。これは悪い意味ではないです。そういう部分について、その辺はどのような状況になっていますか。なぜ聞くかという、先行して民間会社がもしこういう会社が同じような事業をもししていれば競合するというか、非常にここの組織イメージでいけば多くの人ダブってくると思いますけれども、その辺ちょっと心配されるのですけれども、私もよくわからないのですけれども、そういう部分で民間の会社がそういう先行している、事業をもって先行してやると、あるいはあるのだというような部分というのが、この辺ちょっと私わかりませんが情報があれば、あるいはその認識があれば教えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） まず1点目の経費についてであります。これは当然の話でございますけれども、出資者による出資金とかで賄っていくのが通常でございます。ただその会社の役割ですとか、そういう公共性の問題ですとか、まちづくりにどれだけの関与をするのかというその役割の度合い、業務内容もまだ決まっていませんので、町がどれだけ関与するかということは今の時点では明確には言えないところだと思います。そして、その案としてお示したその役割、業務内容についてでございますけれども、これについてはあくまでも想定されるものを全部羅列したものでございます。そのうちどれをやるかというのはまだ決定に至っていませんし、その中で今前田議員がおっしゃったように既に先行されているものもあるのではないかとかというものは、一応押さえてはおりますけれども、そういうものを今後どのように調整して、そういう会社構成していくかというのはこれからの調整になると思います。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 2点ぐらいちょっとお尋ねしたいのです。

一つは今のまちづくり会社の関係なのだけれども、振興公社がここに入っていますが、町のかかわりがまだどれくらいかわからないというような答弁に今受けとめられたのだけれども、これは町が主体というか、中心というか、町の意識でやる会社なのかどうか、そこはちょっとはっきりしたほうがいいと私自身は思っていますので、その点の考え方だけ伺いたいと思います。

それともう一つ、いろんなことが今議論されましたけれども、創業支援や観光振興の事業があって、それがその審査選考をきちんとして通っていくわけなのだけれども、ここの審査の問題と結果の確認、効果の検証、こういうことがどんな形でやられるのか。大体わかったのだけれども、そのところが私はとっても大切な部分だと思うのです。審査の選考、これは町も入っているし、それからほとんど同じ部分ですね。これは町がやっても商工会に補助しても同じような部分が先行することになっていきます。どうもまちの噂では、噂で言うてはまずいですけれども、もう大体あそことあそことあそこだというような話もあったり、そういうふうになっているのです。私はそういうことがないのならそれでいいのです。だけどそういうことが補助金ということの中で現実的に出るのです。それからその前の問題もそうです。ですからその審査、例えば本当に今の経済振興

課だけでこの事業を全部できるのかどうか。この二つに、今までの分、そして産業振興計画。そして今の会計検査院の問題。本当にそんなにできるのかというふうに私は率直に思うのです。そういうことが次への間違いにつながったら大変なことになります。私はやはり本当に今の人員の中でまちが責任を負う。例えば創業支援事業、まちが責任を負うわけです。私はこれは同僚議員も言ったように相当なボリュームになると思います。補助金も今までと同じように形ではいなくなったら本当にこれでできるのかというふうに思うのです。最終的に審査の部分と結果の確認、効果の検証、誰がいつまでどこでどういうふうに出してきちんとやるのかというあたりが明確にならないと私は一つだめだと思います。こちら辺、どういう考えか。簡単でいいですから、そんな細々いいです。

それともう一つ、会計検査院の関係なのです。戸田町長は先ほど責任を取られると言いましたけれども、責任はどんな形で取るということはおっしゃっていないような気がするのです。責任を取るのわかりました。それは私もこの間、全員協議会で言いましたので。ただ、どんな形で責任を取られるのか。もし差しさわりがなければ、これは一つお聞かせを願いたい。

もう一つ、やはり原因の究明、ここはどこまでやるのか。特にやはり公務員としての自覚、この部分が本当に公僕という部分と働くという意味での労働者性、これは公務員というのはやはりこの二つの50%、50%か、何%かわからないけれども、そういう形の中で公務員の方々は仕事をされているわけです。この公僕性と労働者性、この原点にきちんと返る必要がある。私はそここのところがきちんとならないとやはりこの問題というのはいかない。そういう視点からいうと、終わった後に相手の会社、法廷闘争をやるというようなお話がございました。本当にそんなことがやってプラスになるのかどうか。今後の対応という中で言っているのだけれども。本当にきちんとした調査をして、ただ法廷闘争をやればいいということではないと私は思うのです。ここまできたら。そういうことをきちんと精査して、そしてやるというこういうふうな文書で出ているのかどうか。こちら辺あたりはきちんとならないとだめだと思います。

もう一つだけ、今白老町で職員さんの中で病欠というのは何人ぐらい欠席している人がいらっしゃるか。また精神的に病んでいる方というのがもしいるとしたらどれぐらいなのか。職場には出ているけれども仕事を軽減しなくてはいけないというような方がどの程度いらっしゃるのか。私は今の状況というのは非常にそういう点でいうと、役場全体の問題としてそういう視点からも私は捉えておく必要があるのではないかと思いますので、その点どのように押さえているか、この点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 先にまちづくり会社の関係でございますが、まず参考資料4でお出ししております組織イメージの中で振興公社というお話ありましたけれども、このイメージ図につきましては下のほうに書いておりますけれども、現在検討を行っている象徴空間の活性化推進会議のメンバーを掲載しております。それはDMOという考え方の中でさまざまな業種や産業形態の方たちが大いに協議していくというそういう機能を示したものでございます。それとあと町の意識

ということでございますけれども、第1陣としてこのまちづくり会社によって地域振興、もしくは経済の活性化に寄与していくということがございますので、その中では特に民間活力というものを出ていくような形に考えております。ですが今の段階で町のいわゆる意識、町の関与がどの程度なのかというのはまだ検討段階ですので、その明確にはちょっと出せないかもしれませんが、意識としては先ほど言いましたその民間活力が引き出されて地域振興、経済活性化につながるような町としての支援というものはしていかなければならないだろうというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 創業支援の関係でございます。まず審査、選考に関しましては不本意ながらもそういったお話が出ているということはちょっと残念であります。我々としては適正な選考を持ってこの取り組みはしているということで捉えておりますので、今後そういう内容が出ないように我々もきちんももっとも審査の捉えを対応していきたいと思っておりますし、結果、効果の検証等におきましても、この事業に関しましては今回お示ししているとおおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいてこの取り組みをしております。その創業支援にかかわりましても売り上げだとか、入り込みに関しての定量的なもの、または商店街の賑わいの定性的なものも含めて、この5カ年で進める中でこの事業を進めていく上で逐次検証しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 現在、役場内で病気等で休暇を取っている職員の数ですけれども現在4名でございます。そのうち精神的な部分での休暇者は2名となっております。そのほか、実際現在業務を軽減しながらという部分については現在は特にございません。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 私のほうから会計監査院の関係でご答弁申し上げます。責任の取り方は戸田町長のほうからお答えいたします。

2点目の原因の究明という部分で、こういう事態発生してから原因究明何かという部分は関係課長、私ども両副町長、教育長入った中でその議論、それから何が原因だったかということをついいろいろな角度から会議を進めてきました。そういう中でやはり大きくは二つございまして、一つは事業者への指導不足と。これはいろいろな北海道との協議、調整も行った中で展開はしてきたものの、しっかりとそのことを事業者に対して指導ができなかったというのが一つあると思います。

もう1点は、法、あるいは要領、要綱、その解釈不足といいたいまいしょうか、そこがしっかりできていないと。先日の全員協議会でも申し上げた部分で、消費税の問題、ビニールハウスの問題、それから重機リースの問題と今回3点が指摘されていますけれども、それらやはりそこまで判断するにはいろいろなやりとりがあったことは事実ですけれども、結果としては補助要綱には合致しなかったという部分がありますので、そういったところの解釈をしっかりとやっていかなければならない。原因がしっかり究明されないと今後の改善策にはなつてこないというふうに考えますので、こうい

ったことの補助事業全般にわたってチェックをきちんとする、そういう体制も必要だという考えに立っています。ですので、そういった今後の対応も今回のことをしっかり踏まえつつ対応してまいりたいというふうに考えます。それから事業者へ対しての訴訟というお話もございました。まず我々行うことはやはり今回損害を被っていますので、その部分の請求をきちんとすると。当然文書で相手方に損害を被った部分の請求行為、これは行います。その上で先方とのやりとりがこれから出てくると思います。最終的にはそういう訴訟という場合も想定されます。それは前回、大淵議員からご質問があった中にもそういう費用もかかる、いろんな部分で問題点もまたいろいろあるのではないかとこの部分がございしますが、町がまず毅然として対応することはきちんとまずお金を返してもらいたいということがしっかり相手にこの部分を訴えて対応してもらわなければならないという部分はございしますので、その点はまず第一歩はその部分とかはきちんと進めたいということで、先方が終わった後はいろんなことではもう面談もしていますので、きちんと対応のことは動いていきたいというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 先ほどの補助金返還に対する説明は先ほどのとおりでございます。最高責任者の私の監督責任ということでお話をさせていただいたのですが、具体的な手法としては給料の減給を考えておりまして裁量については12月の議会でお示しをしたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。わかりました。町長のことはわかりました。それでこれはそれ以外の、例えば譴責とか、私はよくわからないけれどもいろいろありますね。そういうことは町長以外の方に対してはないのかどうかということが一つ、これはきちんと聞いておきたいと思います。それはなぜかという、こういう問題というのは必ず原因があって結果が起こるのです。ですからそれは金銭がどうだとかそんなことを私は言っているのではないのです。そこはきちんとするというのは、今の岩城副町長が言われた原因をどんな形で、例えば今岩城副町長言われた原因の究明の中身を文章で出のかどうかかわからないけれども、何かそういうきちんとした形で出のかどうかというようなことも含めて、やはり私ははじめというのは町長がもちろん取られたというのは理解したけれども、そこまでやらないと私はだめだと思います。ですからそのところははっきりしたほうが、ないのならなくてもいいのだけれども、そういうふうにしたほうがいいと思うからそこは聞いておきたいと思います。

それと病欠者4名というのは多いか少ないかといったら私は全然わかりません。ただ、なかなか仕事の中で難しい部分というのはやはり出てきますね。そこら辺がどれだけフォローできるかと。そういう話はたくさん今までも聞いていました。現実的に。職場を変わった方々もいらっしゃるということも聞いていました。そんなことはいいのですけれども、そこをどこの部分がきちんとフォローして、役場の力が100%の人達の力が100%から120%発揮できるようにすると。どこがそういうことをやるのか。そして本当に公僕と労働者性というのは二つあるわけですから、そののとこ

ろはやはりきちんと職員の人に徹底していかないと私はまずいのではないのかと。何かの行為をした人が悪いとかというのではなくて、そこもきちんとフォローして 100% 町民のために力が尽くせるような、そういう役場になっていかないとこれはだめだと思うのです。そういう仕組み、システムは、4人の方が単なる一般的な病院で入院しているというのはそれはそれでいいのですけれども、そうではないという、精神的に病んでいるなんていうのが職場の問題としてあるのであれば、やはりそれなりの対応策が必要かと。何かそれ以外にも私は職場にいらっしゃるのではないのかという気がするものだから、そこら辺含めてやはりもうちょっときちんと、単なるメンタルヘルスだとか、健康診断だとかではなくてもうちょっと深い立場で動けるようなことが必要ではないのかと思うけれどもどうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） それでは私のほうからまずお答えいたします。先ほどの今回の補助金の返還に対しましての職員の処分と申しますか、そういった関係でございますが、実際今回の補助金を返還するに至ったという事実についてはやはり不適切な事務ということもございますので、この辺につきましては早急に職員の分限懲戒審査委員会というのがございまして、それは規定で決まっております、その中できちんと議論して対処をきちんとその辺は整理して対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。それからもう一つ職員の先ほどの病欠等の問題にございますが、確かに職員の力を 100%、あるいは 120% 発揮して今のこの厳しい行政運営を乗り越えなければならないというふうなことについては十分承知しております、ただ実際その職員が欠けることによって、これは具体的には出てこないかもしれないですけども、間接的にはやはり町民サービスの低下につながるということは十分認識しているところでございます。実際のところは先ほども申しましたとおり、病欠者 4人のうち精神的な部分で 2名が休んでいるというようなところで、これにつきましては他の団体のお話もお聞きする中では同様なところがあるというふうには聞いておまして、だから本町はいいということではございませんが、それに対応していろいろな職場からの話を十分耳を傾けて、即対応に当たると。病欠して入院する前で対応するというような形で町の保健師にも協力をいただきながら現在やっているところでございますが、やはり実際仕事はかなり増加しているという中においては時間外の勤務というのもふえているのは事実でございまして、その辺の抑制も含めて少し内部でもきちんとその辺の体制づくりという部分も含めて協議をしていかなければならないというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ちょっと補足にはなりますけれども、重複するところもあります。職員の不祥事と申しますか、そういう事案が出たときにはこれはもれなく先ほど言いました分限懲戒審査委員会という中で、当然今までもそういう中でかけた中で基準を照合した中で処分しているというようなことで、今回も既にそういう動きは、町側の動きとしてはそういうような審査会を開くべく対応を進めているというようなことです。基準の中には公務上の問題もありますし、それから

公務外の問題の基準もありますし、交通事故の問題もあるというようなことで、そのどこに抵触するかというようなことはこの審査会の中で適切な対応をしていきたいというふうに思っています。

それから2点目の職員の病欠のお話ですけれども、先ほど保健師の対応だとか、こういうような話がありましたけれども、それは逆に言うと発症してからというような対応になりますので、そういうような対応をしていますけれども、その前にやはり考えないとだめなのは、やはりそういう方を発症させないためにどうしたらいいのかというようなことだと思います。いろいろ話を聞きますとやはり業務量、それと人員の配置、それと適正等々、いろんな要素があってそういうようになったというようなことが聞き取りの中では発症してきますので、そういうことは私どもも組織体制、先ほど言いました組織体制の問題なり、それから業務量の問題なりの人員配置、それと適正を考慮した適材適所の配置といえますか、そこら辺にも発生させないための対応としてはやはり考えていかなければだめかというふうには押さえています。

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午 後 12時08分

再 開 午 後 1時08分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑のございます方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。先ほどからいろいろな議論を聞いておりました。私も感じたものですからご質問いたしますが、この創生事業というのは、この国の創生事業からつながってきているのですが、この創生事業の大きな目的は日本の人口減少、そして人口減少の中でどうして人口を維持していくか、これが基本だと思うのです。そのために我がまちにもこれだけの補助金がきているわけなのです。私が言いたいのは、これからもこの手の補助金はずっと続くと思います。国の考え方がそうですから、この事業がずっと続けられることだろうとこう思っております。その中でまちもこの人口減少の歯どめをかけない。雇用の場をつくる。そして最後には町民が豊かな生活をするようなまちをつくる。これが私は基本だと思うのです。ですからこの補助金はいろいろな形で出てくるのですが、今回もいろいろな形で出てきております。

まず一つだけ整理しておくために、先に戸田町長が先ほど責任を取るという事業がありました。これは戸田町長が責任を取ることで一つのけじめがつくのだと思っておりましたから、私は質問をしないつもりでいたのです。しかしながら先ほど同僚議員からも質問しましたからちょっと聞いておくのですが、この事業、これも今たくさん出てきている事業と同じく、これもやはり雇用の場を創出すると。町長の選挙公約でも6次産業があったわけですね。その中でやってみたらうまくいなくて戸田町長の責任問題まで結局は発展したことになります。戸田町長はそのけじめとして前回の全員協議会、そしてきょうのこの11月会議でもきちんとけじめを一応議会にも示されました。

それはそれとして、先ほど言ったようにこの事業がずっと継続されていく。国もそうですからまちもこの事業がまだまだこれから出てくるはずです。出てくるのだけれども、たまたまうまくいかない場合もありますね。計画と当初まちの考え方と事業を実施してみたら全くうまくいかなかった。これが先ほどの6次産業もそうですね。しかもその6次産業が今度は裁判というのですか、そこまで発展するような言い方もしています。こういうことをなくするためにもやはりきちんこの議会の場で示しておくことが私は大切なことだと思っております。そういう中で私は先ほども出ていたのですが、この裁判沙汰にまでもっていくようなお話がありました。要は白老農業法人の白老直産センター合同会社、ここの代表が尾澤康徳さんですか。それを今後徹底してこれからまちの迷惑かけた分を返済してもらおうということを言われておりますが、こういうことは私は本当に可能なのかどうか。私はこういうまちのイメージからいってもこういうことはそれまでもっていかないで、戸田町長もけじめをつけたことだから、お話し合いの中できちんと決めるべきことだと。まちのイメージがそのことでますます尾を引いていくことになりますから、そういうけじめの仕方を、そのけじめの仕方が町長の私は責任だと思うのです。責任の取り方。ですからそこを取ったのであれば、その辺をやはりきちんと長引く尾を引かないようなやり方で私は決定すべきだとも思っているのです。

もう一つは、先ほどから議論になっている、この資料4の地域特性を活かした商業・観光振興事業、これもいろいろ先ほどから議論になりました。私はこの議論はされておりましたが、確かことしの8月の広報にこの要綱が出ておまして、そのとおりまちは進めたのだと思いますが、私は今回出てはじめて前のこの事業が今回2度目で1度目は余りわからなかったのです。この1度目のいろいろ見てみると、この事業者が6社あるのですが、これは6社の氏名をきちんと公表すべきではないのかと。

それからもう一つは、この6社を選ぶ方々が4名おるのですが、その中でまちの職員も入っている。こういうことでは私はチェック機能は町がやるのですが、町の職員が入ってチェック機能できるかということが私は問題ではないのかと一つ思います。

それからもう一つ、この6業者の名前をきちんと公表していただきたい。これがまずもう一つ、それからこの空き家店舗活用も先ほどからいろいろ議論されましたが、私は貸すほうに200万円やって、事業をやるほうに300万円やる、こういうことだから私は議論になるのだと先ほどから聞いておりました。この500万円を全て事業をやるほうにやれば何もこんなに問題が起きないのです。貸すほうが200万円もらって、借りるほうはこれは事業をやるわけですから300万円もらうというやり方だから私は何が何だかわからないのです。ですからこういう質問をしているのですが、その辺の考え方を一つまとめてこの点もお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 1点目の6次産業の関係は私のほうからお答えさせていただきます。確かに今、松田議員いろいろご質問の中にございましたとおり、今回のこの6次産業化については

反省する部分は反省し、戸田町長が先ほど述べた部分のみずからのお考えも示されたという部分がございます。前段の質問の中で私お答えした中は、あくまでもまずは相手方としっかり話し合うと、それがまず第一歩というふうに考えています。そこでやはり誠意を持った対応をしてもらいたいというのが相手方の考えも引き出しながら、その返済に向かってということになっていくと思います。ですのでいきなり訴訟問題だということというふうには考えておりません。順序立っていくと、まずしっかり話し合って相手方に請求するという部分で相手から返済してもらうのだということをもまずしっかり持っていきたいという考えです。当然次のステップというふうになりますと、これは弁護士さんとの考えもいろいろ相談ごとで入ってきますし、また時間もかかってくるというふうになってきますから、基本的にはまず話し合いからスタートしながら展開していききたいという考えです。ただ戸田町長は冒頭、町長のお考え示されたとおり、やはり昨年とことしとまたその間の不祥事もあって今回は一定のけじめといいたいでしょうか、責任を取られたという部分でご発言があったわけですから、そのことはそのことで私どももその部分はやはりきちんと襟を正していきたいというふうに考えていますし、今回の補正予算に盛り込んだ部分は、それも一つの考えとしては対応はしていきたいというふうに考えてございます。二つ目以降は担当課長のほうからお答えいたします。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） まず地域特性を活かした商業・観光振興事業でございますが、事業者の公表に関しましては、既に町のホームページ、それから商工会のほうの会報等で載せてございます。繰り返しになりますが言いますと、まずは高齢者コミュニティービジネス「麻の会」、それからカネモリ森川水産、株式会社ヤマダリビング、有限会社前田畜産、それからルイカ a c t ネットワーク白老、白老バーガーアンドベーグル研究会という形で、6事業のほうは公開はしております。今現在繰り返しになりますが、それぞれ着手し、完成まで取り組んでいるというところでございますので、結果が当然きちんと出た中でまたそれぞれどういう取り組み、具体的な方向をきちんと示してご報告するような形はとりたいと思っています。また選んだ方4名というところで町職員というところでございますが、実は私が選考委員として入れさせていただいていますが、やはり町側の取り扱いということの視点も各専門家も含めて一定の審査の中で組み込ませていただいているという中で取り扱わせていただいていますし、審査の項目でいいますと必要性、実効性、効果性、継続性など5点採点方式の中でそれぞれの上位の方を今回決定したという経緯でございますので、それらは適正に審査しているということを前提でございますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

それから空き店舗活用・創業支援事業でございますが、松田議員お話いただくとおり、そういった方法が事業の内容からいきますとすごくわかりやすいというところを改めて思いました。ただなかなかその創業者が今回その空き店舗をとなっている状態をまず捉えさせていただいた中で、なかなかその一括でそれを事業として組むことが非常に難しいプロセスになるところも考慮いたしました。当然その住宅店舗兼用ということで併用として今住まわれている状態は、やはりここは一つそ

こを集中してこの事業を取り組みたいという商工会であったり、商店街のほうの中で意向として今回取り組ませていただきますが、おっしゃられたとおり、そういった事業も今後一括でやるほうがわかりやすいという捉えは今後のこれからの商店街の活性化事業の中で検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。6次産業事業の、これは私はなぜこういうことを言ったかという、私はあの事業は絶対にうまくいかないと言案提案されたときから言っております。それは時期、7月からですね。7月から畑をつくって、そしてかぼちゃとブロッコリーを蒔いても白老の気候からいって計画どおりのものにはならないだろう。芽は出るだろう。ですから継続するのであれば私は毎年まちが2,000万円ぐらいずつ助成をしていって、そしてこの雇用の場をつくって継続していくならばできるのだけれども、私はこれは100%とは言わないけれども、間違いなく来年なくなると、こう言って私は賛成しております。私はなぜこの町長の責任とったことで、これによしとすれと、まず言っているのは町があの人を指名したのはまちなのです。それから道の意見や有識者の意見も聞いて、あれを選考した。ところがやってみた段階で、私はたくさん勉強したのですが全部今朝忘れてきたのです。全部忘れてきたものだから今頭の中でものを言っているのだけれども。その中でやってみたらあの法人は畑のノウハウが余りなかったと。それから法人の支出、これがあの畑をやっていくノウハウが持っていなかったと。それから支出、重大な過失があった。だから裁判のような形にもっていくのだと。こういう言い方をしておりましたけれども、私はこれをやしたのは全て町長なのだ。これを選んだのは最高責任者なのだ。ですから私から言うに向こうはむしろ被害者かもしれません。7月に白老の気候を知らない方、あの方はむかわの方といっていましたね。この方が白老で7月に畑を耕してかぼちゃができるはずがないのです。白老の気候は。私はこれぐらいのノウハウをない人をまちがしゃにむに町長の6次産業という選挙公約を、これをきちんと仕上げるために無理をしてやったのです。今から言うと。ですからそういうことかからいっても、もう終わってしまったことは後の祭り。町長が全ての責任をとって、私は取るというのであれば、ここで切ったほうがいと、こういうことで私はこういうことを言ったのです、まず言ったのは。ですから私はこれから訴訟も何でもいいかもしれないけれども、それは今この会社を解散しているかいけないか。例え訴訟に勝ってもそのまちの被害額を返せるかどうか。この辺は私は長くかかるし、そしてただ、まちの笑い物にしかならない。ですから私はここできちんと戸田町長がけじめをつけてやったほうがいとというのが私の考えで申し上げたわけなのです。もう一つ、この事業が今、ことしの補正予算も約5,000万円あたりやっているのですが、これも先がどうなるかわかりません。やってみたらいろいろなことがまた出てくる。そのたびに戸田町長責任取っていったら町長の給料がいつかなくなります。そのたびにやっていたら。ですからそういうことはきちんと頭を下げてけじめをつけたのであれば、ここで切ってやめたほうがいと。私はそう提案をしたいのです。それから先ほどから言っている、この5,000万円余りの今回の事業も私はこの成

果、検証、このことはまたやらなければならないのです。やった以上。成果と検証。こういうことをきちんとやるには、またうまくいくかどうかわかりませんし、また次のこの事業の必ず出てきます。これからどんどん出てきます。国が言っているのは、これからはやはり観光と食だと。観光だと、このことを言っている以上はこの観光やこういうものにはどんどん国の予算は出てくると思いますし、そしてこういうものが出てくるのですが、こういうものをきちんと議会と、それから町民がわかりやすく成果と検証ができる、またしていかなければならないと思うのですが、こういうことが延々と続くわけですから、やはりこういう事業の出発点が大事ですから、終わりが大事ではないです、出発点が大事なのです。出発のときにきちんと決めておけば私はこういうことが本当に町民が先ほど言った雇用の場が生まれて豊かなまちになると。これを目指せるまちにするにはやはり議会に公開し、町民に公開し、そして検証し、これが延々と続くわけですから、こういうことがきちんとやれるような町政にしなればなりませんから私がこのように最後に申し上げているわけなのです。そのことについてだけでもう一度考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいまご質問の中、縷々ございました。6次化の関係については松田議員の一つの提案という部分も含めてのご質問でありました。私どもの考えているのは、これまでの例としても相手方としっかり話して返済してもらった例もございます。補助事業において。そういう部分から、まず今回の相手方には町がこの分を負担といいたいでしょうか、返済しなければならないという部分を相手方に請求するという部分は、これは当然進めなければならないことというふうの一つは捉えています。ただそれがイコール訴訟ということでは決してないというところは、ご理解いただきたいと思います。段階的にやはりそういうことを踏んでいかなければならないですし、その間弁護士さんとの相談のことも当然出てくると思いますし、相手あってのことですけれども、まず作業的には相手とよく話し合っただけで誠意をもった対応をしてもらいたい。ただ松田議員がおっしゃっている部分には、取り組みの段階からいろんなことがありました。議会からのご意見もいただいたり、不安視されるご意見もいただきました。そういうことをしっかり我々が実行できなかったという部分もあって、先ほど戸田町長が姿勢を示したという部分になってきた結果という部分がございます。ただ訴訟イコールではないという部分は、そのこともちゃんと松田議員からいただいた提案をもとに相手方とはしっかり話し合っていきたいというふうに思っております。

それから大きく2点目でございますが、6次化以外にも今回地方創生という国の大きな支援制度のもとで取り組んでまいりました。今いろんな報道機関、国の情報を得ると、また次の追加補正もありうるお話もちょっと出ていますから、松田議員おっしゃるとおり、まだまだこれは継続していくというのは当然あるだろうという部分で私どももそういう捉え方をしています。大事なのはどういう仕組みを組み立てて、そのことをきちんと議会に説明して町民の理解のもとに展開していくかということだと思います。その過程ではまたいろんなチェック体制も踏まえて、最終的には成果、効果がどうなあったかということがまた一方では議会でも決算審査等で審議されることになってく

る、そういう大きな流れの中での仕事だというふうに思っています。ですので、今回のことを十分反省しつつ、これからの事業を継続していますので、いろんな対応についてはやはり入り口の部分でしっかり政策立案されるというところから関係課含めた中で十分議論した中で組み立て、そのことを交換しながら議会にも内容をご説明して事業化していくというふうな取り組みをしていきたいと思えます。そういう町民の皆さんに知らせる方法はいろいろあります。報道機関あたり、広報あたり、あるいはこういう議会の議論の場もあたりすると思えますが、そういう理解を得られる機会を捉えながらわかりやすく町民の皆さんにも説明していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） そのとおりわかったと思うのですが、私は先ほど訴訟とかそういうのをやめるべきだというのは、話し合いをして訴訟をして取れなかったら誰が払うのですか。527万円取れなかったら。今こうやって言っていたらこのときまた責任問題出るので。今までの責任ははじめをつけたけれども、これから訴訟して取れなかった責任がまた出てくるのです。これは誰が取るのですか。もう一度町長ですか。取らなければいけないですね。ですから私ははじめというのはそういうものなのだと言っているのです。まだ訴訟して5年後かもしれません。向こうが出頭しなかったり話に乗らなかったりして。ただ本人の後を追って歩いてやっとなら捕まえた、金がない、もらえない。結果的には町民の税金そのままでしょう。もう1回責任が出てくるのです。ですから私は言っているのです。いろいろ先ほどから言っているけれども、こうなった検証、原因、これももう原因も何も今はもう明らかなのです。だからはじめをつけるわけだから。それをまた新たに訴訟して返還できなければ、これは町民の税金ですから、もらわなければならないと今決めた以上、また責任問題が出てくる。だから私は言っているのです。

ですからそのことが一つと、それから私はもう一つの地域特性を活かした商業・観光振興事業、これの1回目の6社の名前先ほど出ました。けれども町民の方々はこの6社がどんな事業しているかわかりませんけれども、私は今わかりました。ではこの6社の方々が、私はきちんと我々は今、補助金をもらってこんな仕事をしていますと。そして町民の皆さんにそれをきちんとわかるようなことをしないと、何をやっているのか全然わかりません。実際問題この人方一生懸命やろうとしているのだけれども、本当にやっているのなら町民がそのことにやはり手助けをしなければなりませんね。利用したり何だり。そのことが示されないのに何もわからない間に何を検証して、何を成果を説明して、何をやっているのかということがわからないから私はこういう名前を挙げて、例えばヤマダリビングであれば、ここに居るから言うのだけれども、タイルをつくっているのであれば、こういう補助金でつくったタイルを買ってくださいと、こういうことを言わないと何が何だかわからないでしょう。このことを私は言っているのです。それから先ほどの空き家ですね。これも、これは3件全町といったら虎杖浜から社台までですね。この社台から竹浦まである空き店舗、恐らく今何百とありますね。ですからやはりこの辺もきちんと萩野地区は1件とか、白老地区1件とかと、

こういうものをきちんと町民に示すことが私は大事ではないのかと思うのだけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思うのです。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 1点目のご質問の関係でございますが、松田議員からけじめのとり方、つけ方というのは受けとめます。どういう方法でのけじめだという一つのとり方というふうに思いますので、それは戸田町長も同じ考えだと思います。今回1度は町民の皆さんの大変な税金をもって国に返還します。それが今回の補正であるという部分は大変重く我々も本当に深く反省している部分では一旦戸田町長がけじめという分はこの部分もございます。そうした中において今後の展開なるのですけれども、相手との交渉というのはまだ本当に入り口の部分で、そのことに対してどうなるというのはまだ先の話なので見えていないというのは正直なところなのです。この場でとれなかった場合はどうするとか、どうこうというやりとりはなかなか難しいことになるのですけれども、我々としてはまずは向こうもやはりそういう分の責任をあるということの話は言ってくれていますので、どういう形にせよまず白老町はその分は請求して返してもらうのだと、こういうスタンスは大事なことだというふうに思います。けじめの取り方と、事業者に対する部分とやはりそこはちょっと違いがあって、一旦はその行為をしていきたいとします。今後そういう訴訟云々に発展するようなときは、また過去の経験もあります勝手に町が決めてそれだけ走るわけにはいきませんので、事前に議会にはそういう内容、状況、そういった分も説明しながら対応はしていきたいというふうに思います。きょうのお話の中のけじめの取り方という部分のお話は私どもも十分捉えましたので、そのことも視野に入れながら対応はしていきたいとします。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） まず公表の関係でございますが、すいませんちょっと訂正を先に言わせていただきたいのですが、先ほど町のホームページで公開しているということだったので、申し訳ありません、商工会のホームページということでご訂正をお願いいたします。それで今現在その8月に採択を受けまして、おのおの6事業者さんが申請を行って今準備をしております。準備の進捗状況のお知らせまではなかなかちょっと言えませんが、結果としてこれは事業期間中のございまして事業期間終了完成した段階では当然のことながら、こういう取り組みをしているということで私どもも事業内容を含めて大々的に公金を活用した評価をきちんとお示しできるようにしていきたいとします。今年度の事業で当初の事業で行っていますし、今回また新たに募集するに関しましても3月までの時期で募集をかけ完成という形になってきますので、完成した段階できちんと結果のほうは広く周知をしていきたいと思っております。

それから空き家に関しましてはまずはちょっと全町を募集枠として設けておりますが、やはり結果としてその創業者がきちんと満遍なく、社台から虎杖浜、どういう位置になるかということになれば理想かもしれませんが、創業者のやはりこれからの取り組み内容をきちんと見きわめて決定をしていきたいとしますので、結果これが中心市街地になるのか、虎杖浜になるのか、その辺はそ

れぞれターゲットなり、その創業者の事業計画がどのような形でなされるかによって審査のほうを決めていきたいというふうには考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。2点ほど伺いたいと思います。

1点目なのですが、空き店舗活用・創業支援事業ということで、これは民族共生の象徴空間の開設に伴う人口の交流増大という増加に伴ってその受け皿として空き店舗を活用するという説明になっておりますけれども、これはやはり若い人たちの一つの創業にもかかわってくるのかというふうに思うのですが、白老町全域で3店舗ということですから、その募集の引っ越し先は地元だと思うのですが、募集は全道、全国にも伴うのかどうなのか。なぜそういうことを聞くかという次の質問で聞きたいと思っておりますけれども、どういうふうなお考えなのか。あくまでも地元というふうに限られるのか、その点1点伺いたいと思います。

それからもう1点、子ども育成推進経費のほうなのですが、子育てタウンしらい推進事業としてあげられておりますけれども、町が子育て支援法もできて新たな出発もしたと思うのですが、この子育てタウンしらいはどんな子育てのまちを目指すのか。そのためにそのことにかかわるこの事業になっているのかどうなのか。これは白老町子ども・子育て支援事業計画の基本目標、妊娠から出産期からの切れ目ない支援のもと町内の子育て世帯が不安なく、子育てを行える環境づくりの充実を推進していく事業としてありますね。ですから白老町の子育てタウンしらい、子育てをするまちということだと思うのですが、どういったところが1番不足していて、どういった点に力を入れていて、どういったところを目指すということがあつての事業なのか。

それとももう1点、交付金があつて、この交付金の目的にあつたものがこの事業だから、このものを充ててやっていくのか、その点ちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 空き店舗活用・創業支援でございますが、まず創業支援に関しましては今現在店舗を併用住宅ということで既存であられるところが対象として募集をかけますので、当然町内が主体となる形になります。また創業支援に関しましては外から来る方も想定いたしまして、全国という規模なればなかなかその短期間での周知は困難かと想定しており、まずは札幌圏域も含めて道内の各創業支援関係機関、例えば札幌の経済センター等でございますが、そういったところ求人を取るところ等に募集等をターゲットを含めて考えていきたいと。当然町内の方でそういった方も可能性としてはいらっしゃるといふ想定も含めて町内外で創業支援の関係につきましては広く周知していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 今回の子育てタウンしらい推進事業ですけれども、大きく考えていますのは子育て支援事業の大きな新規事業の中で利用者支援事業というのがまずございました。

その中で項目としましては利用者支援事業の一つの特定型ということで、これは行政が主導となって、子育てを支えるというところにやっていく事業なのですけれども、考えとしましてはこのタウン事業もそうなのですけれども、まずは団体交流、そして個人交流、その中で白老町が大きく発信していくというところで事業展開をしたいと考えております。先ほど吉田議員が言われました妊娠、出産期からの切れ目のない支援のもと、町内の子育て世帯が不安なく子育てができる環境づくりを進めていくという考えが大きなところがあると思います。その中で利用者支援という、今例えば保育園等で窓口で相談等が聞きますけれども、そのつながりを進めていきたいという中で今回大きな事業をまずはスタートとして進めていきたいと考えて補正のほうを計上させていただきました。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） ただいまの子育てタウンしらおいのほうでございますけれども、これはいろいろな法的なものもございますけれども、このたびのバックボーンとなっているのは地方創生の総合戦略の中で四つ目の柱として結婚、出産、子育てが誇れる地域づくりというところの先行型の事業として組んでおります。この子育てタウンしらおいの推進、実現というのは、まず人口減少というのが根本にあって、日本の場合にはまず結婚しないと子供生まれませんから、まずそれで産んでも子育てしやすい環境をつくらなければならないということで、子育て環境の充実を図る仕組みづくりということで考えております。それで婚活事業から始まりまして、そういう子育てタウンの情報発信、今回のこの子育てフェアといわれるものがそういうものになるのですが、その子育てタウンしらおいというものをスタートさせるキックオフ事業というふうに押さえております。そして子育てしやすい環境づくりや教育環境の充実、そして以前から吉田議員が言われているように子育て包括支援センターの設置に向けて取り組んでいくということで、この地方創生の柱に位置づけているもののスタート事業ということでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 今回の空き家対策を含めて産業の活性化とかいろいろあって、共生空間の国立博物館ができるということと、それから地方創生の人口増、そういったものの頂上を目指してのいろんな道をつくっていくのだというふうに私は捉えているのですが、なかなか頂上がどういうものなのかというのがまだ見えていないのですけれども、それを目指すための何がいいかということに今調査だとか、そういうことだと思うのですが、私は新聞か何かに出ていたのを読みまして地域おこし協力隊の活用というのがずっと言われているのですが、白老町は取り組んでおりません。現在まで取り組んでいるのがたくさんあるのですが、今回のこの目的というのがやはり人口増を含めた若い人、人材の活用を図ることになっております。そういうことからいくと、この一つの地域の応援の部分というのはやはりその人材の発掘ということと、若い人たちがこの土地に定住をしてもらうということが大きな目的なわけですね。そうすると企業を誘致して若い人を来てもらうということはなかなか難しい今は時代ですけれども、こういった一つ一つの小さな事業の積み重ねの中にいかにそういった応援の体制をつくっていくかということが大事ではないかというふうに

思うのですが、地域おこし協力隊の考え方、こういったところでまた別枠で何か事業を起こしてやっていくのか、この交付金はあくまでも1年のものなので継続性がないけれども、でもこの事業は調査によっては継続するわけですから、そういった人材の発掘ということからいくとこの考えも必要ではないかというふうに思うのですが、その点のお考えを伺いたいと思います。

それから子育てタウンしらおいなのですが、今高橋企画課長から説明いただくと、この今言われているその目的と、それからこの今回の予算に載っている目的というのは合致しているのかとちょっと思ったのです。というのは1番大きな金額で子育てガイド作成業務委託なのです。これが350万円なのです。私はこの金額を見たときに今3カ月健診、6カ月健診、全部やっていますね。妊婦健診もやっていますね。情報を取る場というのはたくさんあるのです。ないと私は言えないと思うのです。婚姻届を出したら私は白老町のサービスはきちんとお知らせするほうがいいというふうに、たしか窓口でそういうことをすべきだというお話もしています。そして父子手帳、母子手帳も出されています。それからそういう健診もあります。そういった場でその必要な情報というのは得られる。そうではない方々への情報、2,000冊ですからそうではない方々へ配られるのか。本当にこの活用、本になったものが活用されるのかどうなのか。本当に子育てしやすいまち、白老に住んでみたいと子育て中の親が思うまちというのは、こういうことではないのではないかというふうに思うのですが、その辺どのように捉えますか。今、貧困格差も大変言われています。ひとり親家庭、子供虐待、いろんな問題が出てきています。そういったことが人口増につながるかといったら、それを解決したからといってもつながらないかもしれませんけれども、本当にまちが何に取り組んでいるということが地方に発信されなければ、私は子育てタウンしらおいにはならないというふうに思うのですが、その点、もう1回確認をしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） まず地域おこし協力隊の関係でございます。地域おこし協力隊に關しましては、27年度の当初予算で事業化されておまして、現在その募集に向けて取り組んでおります。それはその予算のときも申しましたように、外部人材をきちんと白老町に取り入れて、そして白老町の雇用環境なり、就業環境をつくっていくということで、それは今回の公金ではなくて特別交付税のほうで措置されるものですから、今回の交付金事業には入っていないということで、まさしく吉田議員言われるとおり、今後人口減少もありますけれども、いろいろな若者、外の人材を生かしているいろいろまちの活性化を目指していきたいというふうに考えております。

下河子ども課長のほうで答えると思いますけれども、子育てタウンしらおい推進事業につきましては、まず今回は今吉田議員が言われているいろんなことを今までもやってきたし、やっております。それを一元的に全部一覧できるガイドブックというものをつくって、その1冊で全部白老がやっていることをわかってもらおうというようなガイドブックをイメージしております。そしてそれに合わせて実際に町内で子育ての活動をされている団体が何十団体もあって、それぞれの交流とかそういうものはないのですけれども、そういう方たちが一同に集まって、そういうイベント、フェ

アをやって、そしてその子育て情報だとか、自分たちの活動を知っていただくということを中心に、これからの子育て環境をよくしていくような白老にとってのキックオフイベントといいますか、周知を先に情報発信していくという意味合いでの事業でございます。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 今高橋企画課長のほうからもお話がありましたけれども、考えとしましてマップとか、図面とか、きれいなものをまずつくって、なかなか一元的に今は情報誌としてないものですから、それをつくって発信をしたいと思います。これをまずきっかけ、スタートとして進めていきたいと。いろいろな団体もございますので、そのつながりをもっていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） この地域おこし協力隊の定住率なのですけれども、全国的には59%であるけれども、北海道は79%だという数が出ています。私はこれは大変すごい大事なことだというふうに思うのです。今募集をかけているということですので、本当にその来た人たちの支援策、今後定住できる支援策が最も重要だとは思いますが、こういった事業があるときに本当につながるのかどうなのかということも含めて私は検討していく必要があるのではないかと。外部人材、もしかしたからこういうことに、すごくたけている人がいるかもしれないわけですね。そういったことも含めて、もちろん募集はかけているけれども、こういった情報を提供することも私は必要ではないかというふうに考えたものですから、ご意見を述べさせていただきました。子育てタウンの子育て団体がたくさんあるということなのですが、その交流を図るというお話でした。大変大事なことだと思いますし、私はイベントのほうは別にこれは大事なことだというふうに思っていますけれども、意見の交流を図るだけではなくて、こういう団体が集まったときに継続していくための問題点、課題はないのか、その点をきちんと把握をする。すくすく3・9でいえば建物が古いとか、いろんな問題があると思うのです。そういったものを町としてきちんと総括しておいて、そしてその次の今度事業に生かして本当に子育てタウンしらおい、こんなまちなのだということが本当に明確になるようなものをつくっていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 今、吉田議員おっしゃられた部分は問題把握とかも含めてしっかり進めていきながら次につなげていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今、吉田議員のほうからありました子育てタウンしらおいというふうなことで、推進事業は高橋企画課長のほうからあった形で進むわけなのですけれども、実質的にはこれは本当にスタートといいますか、これまで本町において進めてきた子育て支援がたくさんありますね。それを今回はこの事業を使って一つにまとめながら、そこでさまざまな意見等々を踏まえまして次にステップアップする事業にしたいというふうに思っております。ですから、ただ単なる

といたら申し訳ないのですけれども、そういうふうなガイドブックではなくて、しっかりと継続可能な社会に向けて人口増につながるような先ほど言っていた切れ目のない子育て支援をいかにしていくか、そういうための一つの方策として考えて進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 地域おこし協力隊の関係でございます。北海道の定住率が高いという現実がありますし、これから募集を始めるということでまだ募集はしておりませんので、それでできれば2月ごろに決定して、4月から来てもらうというような想定しております。それで当然、定住率が高い事例を見ますと、やはりそこで3年間いろいろな活動をした上で自分が生活していくに耐えられる仕事を見つけていくというようなこともありますので、今想定しておりますのは1次産業から生活支援ですとか、移住定住の関係の人員をといっております。成功している自治体を見ますと、やはりその協力隊が来た方が行政が全部するのではなくて、中間支援組織というものをつくってコーディネートをする団体がきちんとしているところはもう成功しているというような結果も出ていますので、その辺も努力検討してその最後の定住率につなげるというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 多文化共生人材育成事業、ちょっと議案書の中というより先日いろいろ議案説明されたときにちょっと思ったことなのですが、そのプログラム体系という参考資料の中に産業振興支援というのがあるのですが、この産業振興支援というのは中身をちょっと見るとアイヌ文化を生かした産業化支援ですか、これはアイヌ文化に特化したそういう支援事業なのか、あといろいろ中身を見るとそうではないのかという。これの中身ちょっと具体的な流れというか、このフローのここだけなのですけれども、具体的に何かもう少しわかれば教えていただきたいと思っております。それと白老おもてなし環境整備事業なのですが、これも説明資料の中の最後なのですが、事業内訳の中に多言語パンフレット作成とあるのですが、そして誘導型、着地型とあるのですが、この中に英語、日本語の表記、これは3万ずつ刷るというのですが、これは大変大きい数字だと思うので、せっかくですから、これは今結構英語のみならず、いろんな韓国の人、中国の人が来ていると思いますが、なぜ英語と日本語だけなのかというのと、それからできれば韓国、中国語も入れて、そういうパンフレットをつくったらいかがかという提案ではないのですけれども、私は入れるべきだと思いますが、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 1点目の参考資料の3でお示しいたしました多文化共生推進プログラム体系の中において、3本の柱がありますけれども、その1番右側の産業振興支援というところでアイヌと限定的に書かれているというお話だったのですが、いわゆる多文化共生、要するに海外の事例なんかで見ますと、日本というか、この白老とか北海道の状況よりも、そういう民族や文化

の違いを持った人たちが、いわゆる商業活動というか、自分たちの工芸品をうまく売るだとか、そのデザインを生かしたものを販売するだとか、そういう事業の事例がたくさんございます。そういうのを例えば事例として、そのアイヌ文化を生かしたそういうものの拡大を図っていくということが一つであります。もしくはいろいろな伝統職人がきちんと検証され、雇用もつくっていく。もしくは新たな伝統とか、そういうものを生かしながらも新たなその文化創造に向けたそういう産業活動ができていくというような産業振興を支援しているというイメージというか想定図でございます、必ずアイヌだけに限定しているということでは決してないのですけれども、その代表例として書かせていただいております。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 白老おもてなし環境整備事業の多言語パンフレットの関係でございますが、今回誘導型、着地型2種類ということで想定しておりますけれども、まず、本間議員おっしゃるとおり、いろんな英語も含めた外国語表記を必要とする部分はございますが、今後のその作成を踏まえたときにはそれぞれ別の班で印刷物を、経費も当然かかってくる想定もございます。まずはその英語表記、日本語の中でもっとその全町を網羅できるような誘導型、着地型の構成の中でコンパクトにしつつ、スマートフォンサイトなどに誘導できるような仕組みづくりが検証したいところの1番の目的もございます。当然今後としては全町を網羅する上でそれぞれの外国語表記のものが必要ということ間違いなく出てくると思っておりますが、まずはその順序立ててこの英語、日本語併用の中で取り組んだ中で、目指すところはやはり2020年までの想定の中で進化をしていきたいというところはありますので、今後においては当然検討していくことではあります、費用対効果も考えてまたは今後の経費も踏まえてこういった効率よくつくられていくことを念頭に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 10番、本間です。多文化共生なのですけれども、かつては白老町も木彫りの熊で、これは産業振興というか、本当にこれで潤った時代もあったと思います。今後、しかし木彫りも下火になってなかなか売れないという時代に入りまして、これから本当にこの伝統職人の育成というか、発掘もそうですけれども、特にまたさらに新たなそういう文化創造というか、これが本当に産業振興につながるかどうかというのはまちの手腕が問われるところだと思います。なかなかそういう人口も恐らくいないという現状のところこういうような事業をやる、私は否定するわけではない。これは本当にしっかりやっただけならばさらにいろんな芸術、文化に発展するということもありますのでその部分も捉えてお話しているのですが、この人たちを育てるためには、長くかかると思います。一過性のもので今回補助金もらったからこれで終わりますということ。こういう人たちを育てるといって、いろんな教育でも同じだと思いますけれども、長い時間かかってお金もかかることだと思います。ですからまちとしてどう見てくれるのか。頼るといって、こういう伝統職人というのはもう頼らざるを得ない状況というか、本当に伝統産業として発展して

いけばまた話は違ってきて、売れていけばまた話はちょっと違ってくるとは思いますけれども、本当にこの人たちがきちんと生活できて、こういう工芸でもいいですけども、伝統職人としてやっていけるのかどうかということまでまちはみていただけるかどうか。その辺のところ、本当に販路までというか、そんなの自分でつくったら自分で売ってくださいではなくて、本当にこれは私もいろんなまちを知っていますけれど、やはりそういう行政というか、まちの支援がないとできない部分というのがすごい大きいと思うのです。ですから、その辺のところまで考えているのかどうかということをちょっと、本当にこれはまちの手腕が聞えると思いますのでよろしくお願ひいたします。それとおもてなし事業のほうも、本当にこれはまずは英語というのですけれども、誘導型というのは特にいわゆるPRですね。ですからそのPRにやはりそういう韓国の人、中国の人を呼び込むためにはそういう外国語というか、英語だけではなくて、ほかにもいろんなそういう外国語を入れてやったほうがより私は効果的で、今の予算内でそれができるかどうかはわからないですけども、せっかくするのだったらそこまで私はやったほうがいいと思うのですけれども、なぜ英語だけというか、後でやりますということにやってしまうとせっかくのPRというか、来てもらうためのそういうパンフレットづくりなのに何で英語だけで終わるのかというのは私は不思議でたまらないのですが、その辺のところを聞いて終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 1点目の関係ですけれども、まず昔のことになりますけれども、木彫りの熊とか、そういうのが非常に売れていた時代がございます。そのときのその木彫りの熊を売る関係で当時 1,000 人近い方が携わっていたという話も聞いています。残念ながら木彫りの熊というのは一家に1個あったら壊れないし、ずっと持つのです。今、ある調査では全国の一戸建ての家に3割ぐらいもう普及しているというお話も聞いております。ではそういうのに何か見出せないかということですが、例えばこの前安平町で共進全国大会があったときにアイヌ模様のタペストリーを 3,000 枚ほど出しているのです。ですから例えばそういうアイヌデザインを生かしたタペストリーが皆さんに買っていただけるようになれば、やはり女性の労働と収入にもつながると。そういうことを考えれば、いくらいろいろなものを開発するのも一緒にやりながら、そういうものができてくることを期待しているところでございますけれども、そのために先ほど申しました外国の事例でいろいろなそういうものを売っている事例がありますし、そういうものを調査するのも一つの手だと思っていますし、これから日本がちょっと遅れていたそういうデザインだとか、そういうものの管理について知的財産権の認証を取ればほかでつくったときにはもう収入が入っていくとか、そういうようなことも考えられますので、そういうような伝統職人とか技術者だけで賄えない、そういうサポートを町のほうできちんとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 多言語パンフレットの関係でございますが、この英語という部分の捉えでいきますとやはり各国の中でいきますと、一定の理解度は少なからず持っているという

ベースの中で今回日本語と英語併記という形はさせていただいています。繰り返しになりますけれども、各言語に関しましては必要だと思いますし、ここの取り扱いに関しては一つの英語表記を加えてサインだとか、いろんなある程度入り交ざりにどこまでこのパンフレット自体がより一つの体裁の中で効果的に取り組めるかどうかということもきちんと見きわめて進化をさせていきたいということがあります。その中でスポット的に既にアイヌ民族博物館がそれぞれ多言語パンフレットをご用意しています。それがそれぞれの中でつくられる部分があるのですけれども、全町をカバーするにはそれぞれつくっていきますとやはり経費も今後かかってくるという想定もございます。いかに経費を薄く効果的に出すかということも見きわめて今回取り組むということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号、平成27年度白老町一般会計補正予算（第8号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午 後 2 時 1 2 分

再 開 午 後 2 時 2 3 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第4号 白老町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第4号 白老町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 議案第4号、白老町副町長の選任につき同意を求めることについて。

白老町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成27年11月26日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町末広町5丁目4番8号。氏名、古俣博之。生年月日、昭和27年6月5日、63歳。履歴は別紙の通りでございます。

議4-4、議案説明、白老町副町長選任につき同意を求めることについて。

白老町副町長に古俣博之氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものである。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第4号、白老町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 2 時 2 5 分

再 開 午 後 2 時 2 6 分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第5号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求める
ことについて

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第5号 白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 議案第5号、白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることに

ついて。

白老町教育委員会教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成27年11月26日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町栄町3丁目8番39号。氏名、安藤尚志。生年月日、昭和32年10月11日生、58歳。履歴は別紙のとおりでございます。

議5-3、議案説明。白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会教育長に安藤尚志氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第5号、白老町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第6号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第6号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 議案第6号、白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成27年11月26日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町字石山9番地43。氏名、野瀬征宏。生年月日、昭和45年7月30日生

まれ、45歳。履歴は別紙のとおりでございます。平成23年から現在の教育委員をしております。

議6-3、議案説明、白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に野瀬征宏氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第6号、白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり、同意することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。

明日11月27日から、明年1月5日までの間は休会となっておりますので、ご承知願います。本日はこれをもって散会いたします。